

参議院法務委員会會議録第十一号

平成十六年四月十五日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十五日

辞任

小野 清子君

補欠選任

松山 政司君

出席者は左のとおり。

委員長 山本 保君
理事 松村 龍二君
吉田 博美君
千葉 景子君
木庭健太郎君

委員

青木 幹雄君
岩井 國臣君
鴻池 祥肇君
陣内 孝雄君
中川 義雄君
野間 赴君
松山 政司君
今泉 昭君
江田 五月君
角田 義一君
樋口 俊一君
堀 利和君
井上 哲士君
江田 五月君

國務大臣

法務大臣 野沢 太三君

副大臣

法務副大臣 実川 幸夫君

発議者

江田 五月君

大臣政務官

法務大臣政務官

中野 清君

事務局側

常任委員会専門員

加藤 一字君

政府参考人

警察庁長官官房審議官

米村 敏朗君

法務省入国管理局長

増田 暢也君

外務省総合外交政策局国際社会協力部長

石川 薫君

文部科学省国際統括官

永野 博君

厚生労働大臣官房審議官

新島 良夫君

厚生労働省保険局長

辻 哲夫君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○難民等の保護に関する法律案(江田五月君外三名発議)

○電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(山本保君) たいまから法務委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び難民等の保護に関する法律案の審査のため、本日の委員会に警察庁長官官房審議官米村敏朗君、法務省入国管理局長増田暢也君、外務省総

合外交政策局国際社会協力部長石川薫君、文部科学省国際統括官永野博君、厚生労働大臣官房審議官新島良夫君及び厚生労働省保険局長辻哲夫君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本保君) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び難民等の保護に関する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○岩井國臣君 難民認定とは、条約難民と偽装難民を差別する作業であるかと思ひます。難民を偽装して入国を企てるテロリストは断固排除しなければなりませんけれども、そういう仕事は言うまでもなく入国管理行政そのものではないかと思ひます。また、私は、条約難民にしろそうでないにしろ、合法的に我が国に滞在する外国人に対してはかかるべき保護政策なり管理政策が必要だと考えております。

そこで、法務省にお聞きいたしますけれども、難民認定と出入国管理行政との関係についてどのようにお考えなのか、御説明願いたいと思ひます。

○政府参考人(増田暢也君) 難民認定は、おっしゃるとおり難民の地位に関する条約に定められている難民に該当するかどうかを判断するものでございますが、迫害から逃れてくる難民にとりましては、単に我が国で難民として認定を受けるだけではなくて、我が国への入国や在留が認められ庇護を受けられるかどうか、これが重要な関心事項であると考えられます。

我が国では、これまで難民認定をした人につき

ましては基本的にその在留を認めており、この点は今回の改正におきましても、難民と認められる人については一定の除外事由に該当しない限り一律に定住者という在留資格の取得を認めることとしております。難民の認定と我が国での在留をこのように密接に結び付けているわけですが、これは我が国における庇護を求め難民の目的とも合致する取扱であると考えております。

それから、難民条約上の難民に該当しないというところで難民と認定されなかった人に対しましては、人道的な配慮から在留の特別許可を与える場合がございしますが、こうした判断も、どの範囲の外国人を受け入れるかという出入国管理政策と密接に結び付けているものでございます。

このように、出入国管理行政は外国人の適切な受入れを図るための業務を行うものでございまして、真に難民である者を適切に判断してその在留を認めるため、出入国管理を行う機関が難民認定業務を行うことには合理性があると考えております。

それから、おっしゃるとおり、テロリストが我が国に難民を装って入ってくる、あるいは現にテロリストが入ってきて難民として我が国に庇護を求めると、このような場合は、これは難民条約上も、また最近の国連決議によりまして、テロリストには難民としての認定を、庇護、保護を与えてはならないというのが言わば国際的な合意となっております。そうすると、そのテロリストについての関連情報などの収集に努めている入国管理局がこの点については適切に判断して難民を排除できるものと考えております。

○岩井國臣君 難民認定が法務省以外の省庁が行うべきだと主張がなされるのは、強制退去にかかわる業務を法務省が所管しているために、同一省庁では公正中立が保てないのではないかという

危惧に基づいているものと思われま

そこで、法務大臣にお尋ねいたしますが、難民認定に關しまして法務省は公正中立が保てないという批判に対する法務大臣の御見解をお尋ねします。

○国務大臣(野沢三三) 法務省の入国管理局におきましては、これまで公正中立を旨といたしまして難民認定業務を実施してきたものと承知をしておりますが、今回の改正案では、現在の行政上の不服申立てを前提としつつも、審理、判断の公正性、中立性をより一層確保するため、法務大臣は不服申立てに対する決定を行うに当たりまして、必ず第三者である難民審査委員の意見を聴いた上で決定を行うこととしております。

また、異議申立て棄却等の場合には、難民審査委員の意見の要旨を理由付記の中で明らかにし、これは、このことによりましてこの考え方が世の中に公表されるということになりますので、委員御指摘の御懸念については解消されていくものと考えております。

○岩井國臣君 行政改革に当たりましては、一般的にですけれども、中央省庁等改革の推進に關する指針といたしまして、その指針に基づいて既存組織の合理化を図ることになつていくかと思ひます。そういう政府の原則的な立場を私は当然支持したいと思ひます。

そこで、私と若干立場が違ふかも知れませんが、私も、民主党にお尋ねしたいと思ひます。一昨日の参考人質問で横田参考人は、人権を尊重、強化するために新しい組織を作ることができると述べられました。一方で、行革の流れの中で新しい組織がいいのか、現行組織の改正で対応できるのか検討する必要があると、今回は法務省に難民認定業務を残しつつ改善を図ることと対応できるかと思ひます。

民主党といたしましてはそのような見解について

てどのように思われるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○江田五月君 冒頭、野党の議員立法に対して与党委員が質問をしてくださるということについて大変感謝を申し上げます。国会を議論の場にしてよりよいものを作ろうという、そういう委員の気持ちだということで、真剣な議論の中でいいものを作っていくために私どもも真剣に答弁をしたいと思つております。

横田参考人が、もし別の第三者機関が作れるならその方が好ましい、しかし一方で行政改革という要請がある、したがって新しいものを作るといふのはなかなか困難、そこで今までのものをブラッシュアップすることによってよりいいものになるならば、それはそれでいいものではないかということ、努力をしたらいいものになる可能性ができたのでこれよろしい、そういう御発言だったわけですね。そして、今の法務大臣の答弁でも、これまでの難民認定行政も公正中立を保つてきたと思つておるといふ、そういう御発言もございました。この二つを併せて考えてみると、私たちはやっぱり見解を異にすると言わざるを得ないんですね。

今までの難民認定業務がいかに難民申請をしてる人たちに対して冷たかつたか、あるいはいかに行政過程の中でいろんな無駄な衝突を作つてきたか。難民申請をしてる皆さんが入管センターの施設に拘束されて、そして絶望的な気持ちになつていられることを、イレギュラーなことを行う。それを制圧するために職員が大変またこれ苦勞する。その間に無駄な憎悪が生まれ、無駄な事故が起き、こんなことがたくさんあるわけですから、私どもはやはりこれは公正中立なやり方ではなかつたと言わざるを得ない。

そこで、行政改革の必要というのほもちろん私たちが認めます。そのことはおろそかにすべきでないと思つております。しかし一方で、やはり人権を保障するということが、外国人についてもす

よ、これもやはり我々の今の行政の立場からすると大切なことであつて、これは第三者機関を作ることが必要だと。むしろ、今までの入管難民行政に携つてきた皆さんの専門的な知識を生かして難民認定業務をやつていただくことが本当に難民申請者に対して温かい庇護の手を差し伸べることの障害になつていっているという事実がありますので、第三者機関を作るといふことに、あえて行政改革の要請を乗り越えて、その必要性があるということと踏み切つたわけでございます。

是非御理解をお願いしたいと思います。

○岩井國臣君 まあ、そうですね、今までの入国管理行政で公正中立を保つてきてないんだとは言えませんが、政府としては、しかし片方で、やっぱり本当にそうは言うけれども、胸張つて言えるのかという批判もあるわけでありまして、やはり政府としてはどうか、法務省としてはそういう批判に対して謙虚に耳を傾けるべきだと思います。

次の質問に移りますけれども、私は、物事というのはいくらも両義性の論理というものが大事であるというふうな考え方をしております。入管政策について言いますと、私は、差別化という問題と共同化という問題、そのどちらに偏つてもいけないのではないか、そのように感じるわけでございます。

罰金の引上げと出国命令制度は一見相反するようにも見えるわけでございますけれども、やはり若干誤解を生むおそれはないのかなと心配しております。趣旨につきまして再度確認させていたいただきたいわけでありまして、また、政府は、変な誤解を生まないよう特段の広報を行うべきと考えますが、そういう広報の關係につきましてもどのようにお考えになつていられるのか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府参考人(増田暢也君) 今回、新設する出国命令制度は、比較的悪質ではない不法残留者が自ら出頭した場合に、その身柄を收容することなく簡易な手続で迅速に出国させるとともに、そのよ

うな人については、上陸拒否期間を従来の五年間から一年間に短縮することによってそのような人の自主出頭のインセンティブを強化しようとするものでございます。

これに対して、入管法七十条違反の罪については罰金額の上限を引き上げますのは、我が国で不法に就労して経済的利得を得ることを目的として不法に本邦に入国、上陸する不法在留者やいわゆるリピーターなどにつきまして、罰金額の併科による経済的制裁をも加えて反対動機を抑制することとを目的とするものでございます。

したがって、今回の罰金額の引上げは、出国命令の対象となるような比較的悪質ではない不法滞在者をターゲットにするものではなくて、現実の出入国管理行政の運用としまして、出国命令に該当する人は早期の国外退去を図るため原則として捜査機関に告発されることはないと考えられますので、出国命令制度の導入やあるいは上陸拒否期間を短縮することと罰金を引き上げることとは矛盾するものではないと考えております。

もつとも、委員御指摘の趣旨を踏まえまして、罰金額の引上げが悪質性の高くない不法残留者の自主出頭のインセンティブ強化に悪影響を与えることのないよう、今回の出国命令制度の趣旨などにつきまして政府広報やあるいは入管ホームページへの掲載、また地方入国管理官署におけるチラシの配布、さらにマスコミにお願いしての報道などを通じまして広報に努めてまいりたい所存でございます。

○岩井國臣君 一昨日、角田先生が不法滞在者の在留特別許可について誠に鋭い質問をしておられましたけれども、私も全く同感でございます。そこで、大臣にお尋ねしたいと思ひますが、NPO等しかるべき善良な組織が支援しているような場合など、今後大幅に特別許可を与えるべきであるというふうな考え方を、そのための客観的なルールを作るべきではないかと、そう思うのでご

ざいですが、大臣の御見解をお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(野沢太三君) 不法滞在者に対して在留特別許可等によりその在留を認めるか否かにつきましても、これまでは個々の事案ごとに在留を希望する理由、家族状況、生活状況、あるいは素行、内外の諸情勢、その他諸般の事情を総合的に考慮して運用してきたところでありま。今後、委員を始めこの委員会の皆様から大要的確かつ鋭い御指摘をいただいております点も踏まえまして、これまで集積されてきた在留特別許可の事例を整理分析しまして、各案件の処理の公平性や、今後の不法滞在者数に対する影響等に考慮をしながら、積極的に在留特別許可を与えることを検討してまいりたいと考えております。

この許可の方針につきましては、これから個別の案件を十分分析していかねばなりません。が、そういったこの事例を判断する目安というようなものを作れば、それについては公表をしてその対象者の方々が御判断いただけるようなものにしたいたいのだと、その方向性につきましてはまだこれからの課題でございますが、私はやはりこの人権上の配慮、あるいは人道上の配慮、それに加えまして我が国の利益に資するかどうかと、こういった事柄も十分検討すべき事柄と考えております。

○岩井國臣君 先般の参考人質問で、難民認定と出入国管理行政について、諸外国の例をちよつと私はお聞きしたんですけれども、まあいろいろありますよとちよつと答えだつたんでございまして、少し具体的に法務省の方でお分かりになっておれば教えていただきたいと思つております。

○政府参考人(増田暢也君) お尋ねの難民認定と出入国管理行政の関係につきましては各国千差万別でございますが、入国管理局で承知している範囲で幾つかの外国の制度を御説明させていただきますと、例えばアメリカにおきましては、九・一の同時テロを受けて国土安全保障省が設けられました。それまでは司法省が所管してござい

て、難民認定の一次審査は司法省の移民帰化局、二次審査は同じ司法省の移民再審査執行事務所において審査されておりました。

その後、昨年三月以後は国土安全保障省が設けられたことに伴つて、移民帰化局を引き継いで出入国管理行政を統括することになった国土安全保障省の下にある市民権・移民サービス局、これが一次審査を担当していると承知しております。

それから、イギリスでございますが、同じく一次審査は出入国管理行政を所管している内務省の移民・国籍局において行われております。二次審査は出入国管理関係の行政処分を一括して取り扱っている入国管理不服審査機構という機関において審査されていると承知しております。

○岩井國臣君 終わります。

○江田五月君 内閣提出の出入国管理及び難民認定法の改正案について、質問をいたします。

やはり、この出入国管理行政とそれからこの難民認定行政と、この二つは本当は峻別しなきゃいけないんですが、こうして一緒に議論していただきますと、私自身も頭がこんがらがらるんですが、つい十分ほど前、私は向こうの答弁席にいて、難民のことを頭で考えていまして、私どもの提出した難民保護等の法案についての答弁をした。こちらへ移つて今度は出入国管理ということに頭をめぐらすと、そうしますと、やっぱり出入国管理の方が何と云つても今の日本の国民の立場からいうと重要ですから、どうしてもそっちの方が頭の中を占めるようになってきて、難民のことというのはどうしても片隅に追いやられてしまふということに私自身の頭の中でもなつてしまふということを考えますと、これはやっぱり出入国管理、難民認定、この両方を一つの法律で規定して、しかもその両方を一つの法務省入国管理局が行うというのは無理があるなというところを今実感をつつ、入管の関係について質問をいたします。

今回の政府の改正案の政策目的というのは、これは一体何だろう。いろんな精神障害者の関係のことなど懸案を解決するというところもありました。が、そのほかに入管行政を適正化するということによつて不法滞在者を半減させるということ、そういう、実際そこまで行けるかどうか、これは大変だと思ひますが、ある種の数値目標まで入つた政策目標があつて、その政策目標を達成する目的というのとは何かというところ、これは治安状況の改善だ、すなわち今回の入管難民法改正というのは日本の治安状況の改善、これが政策目的であると、こう理解をしいんでいいんですかね。そこはどうか、法務大臣。

○国務大臣(野沢太三君) 私はいいですか、政府はと言つてもいいと思ひますが、日本のこれまでの発展それから将来の発展を考えますと、諸外国との良好なお付き合い、出入国を含め、これも健全な関係がどうしても必要でございますし、これはますます拡大強化されるべき方向であると、こう考えております。

それを預かります出入国管理の仕事が適切、適正に行われることによりまして、そういった外国との交流が活発にかつ適切に行われると、こういうことでございまして、出入国管理の仕事というのは極めて重要な仕事であらうかと思ひます。

具体的には、ビジネスでの往来あるいは観光客を倍増させようというふうな施策、さらには留学生を大いにひとつ増やして将来の懸け橋となる人材を育成する、そういったことからいたしまして、何としてもその意味で適切、適正な出入国管理の業務が行われることが大事であります。あわせて、やはり我が国における最近の治安状況の悪化という点を考えますと、その一つの大きな要素になつております外国人犯罪、さらには不法滞在者の犯罪もこれまた防止せねばならない。

言わば一見矛盾するようなふうに見えるかと思ひますが、その間には共通の課題としての我々が外国人の皆様とどう付き合つていくかという一番大事な点があるわけでございます。その政策目的を、実現するための一つの具体的な御提言を今申し上げていると、こう申し上げてよろしいか

と思ひます。

そこで、出入国管理行政の遂行に当たりましては、歓迎すべき外国人の円滑な受入れと好ましくない外国人に対する厳格な対応、これはいずれも重要な要素でございますが、これを両立させることが非常に重要であると承知しております。

法務省といたしましては、昨年十二月に犯罪対策関係会議で策定されました犯罪に強い社会の実現のための行動計画におきまして、今後五年間で不法滞在者を半減させるという目標が掲げられたことを踏まえまして、不法滞在者対策を推し進めるために様々な取組を行つているところでございます。

他方で、今申しましたように外国人観光客や専門的、技術的分野の外国人の受入れなど、我が国が歓迎すべき外国人についてはより積極的に受入れを図つてまいりたいと考えておるわけでござい

ます。

不法滞在者半減に向けた取組も、我が国が歓迎すべき外国人を受け入れやすい環境作りをむしろつなげるものでありますから、不法滞在者を減少させるための努力は外国人の受入れの拡大にも併せてつなげていくんだと考えておるところでございます。

今後とも、委員御指摘のような観点も十分踏まえながら不法滞在者対策を、治安の安定を求め国民の声にこたえていくというのと併せて、大多数の善良な外国人の方々の円滑な受入れの実現のための基盤作りだ、こういうことを念頭に置いて適切な出入国管理行政を遂行してまいりたい、かように考えております。

○江田五月君 御丁寧に各方面にわたつた、配慮した答弁をいただきましたけれども、まあなかなか、しかし、一つの措置を取つたらあつちもこつちもすべてがうまくいく、これがもう問題解決の、どういいますか、魔法のつえだみたいなのが、どうあるわけじゃないかと思ひますよ。

歓迎すべき外国人に大いに来ていただくという、そういう手当てを講ずるといふのは、今回の

法改正の中では特に目立つたものは、一部あるかもしれませんが、ないんで、そうではなくて、やはり入管のチェックを適正にし、厳格にし、そして、国内にいる二十万人に上ると言われる不法滞在者に対してこれを半減させる、そのことによって治安の状況を改善すると、こういうことだろうと思うんですが、まず第一に、本場に二十万人というのが、こういう高水準で推移しているという事実があるのか。どうもこれあるようにも確かに思いますが、その根拠はそんなに明確でもないなという感じはしますが、まあそれはおいておきましょう。一方で、不法滞在者の犯罪が増加をし、これが外国人犯罪の増加となって日本の治安を悪化させていると、この点はもう少し、これはよく事案を精査を、事態を精査をしてみないと、そうかなという感じもあるんですが、まあおいておいて。

確かに、我が国の入管法規に違反をして不法な残留がたくさんいるという事態が好ましいわけじゃないもちろんないんで、これはそうしたものを減らす努力をする、そのためにいろんな行政手法を用いるということは、それはそれで認めるにやぶさかじゃありません。

ただししかし、一方でそういう不法滞在者が高水準で推移していること、他方で外国人の犯罪というのがどうも無視できない傾向を今示しているということ、これは片方が原因で片方が結果ということになってくるのか。逆に言えば、不法滞在者を半減すれば外国人の犯罪というのがぐっと減ってくるのか。どうもその関連性というのは証明されていないというか、むしろないんじゃないかという気はするんですね。

これはやはり今、日本にいる外国人、とりわけ滞在期間が切れてもなお日本で働いて、オーバーステイという状態になって、しかし、いろんな、いわゆるきつい、汚い、危険という、そういう職場で大変な悪条件の下、大変な低賃金の下で働いている、そういう人たちの生活実態というのはやっぱりちゃんと見なきゃいけない。その生活実

態をどうするんだと。彼らは日本にとつて歓迎すべからざる者だから出していけということでも本當にいいのか。そのところを考えないと、だつて、そういう皆さんによって、まあ言い方は悪いですが、ある種支えられている、そういう業種というのも実は日本の社会の中にあるんじゃないか。それを、もうすぐ出ていけということだけで一体日本社会が本當に健全になっていくのかという問題が私はあると思うんですね。ですから、これは考えようによっては不法滞在者が高水準で推移していること、そして、外国人の犯罪がどうも増加傾向が確かにあるということ、同じ社会的な事実から出てきている二つの病理現象だというように見た方がいいんじゃないですか。

そこで、私はここで、今日は厚生労働省、文部科学省の皆さんにも来ていただいておりますが、一体、例えば雇用の場、あるいは社会保障の場、あるいは教育の場で外国人、特に不法残留となっている外国人の皆さんあるいはその家族の皆さんがどういう状態に置かれているかということについて幾つか聞いてみたいと思っております。

外国人の労働環境は今言ったように三K職場に集中しているというようなことがあると思うんですが、労働基準法で保障される水準以下の雇用環境に置かれている外国人の労働実態、これがどういふふうになっているかということも厚生労働省としては把握をされておりますか。

○政府参考人(新島良夫君) 御指摘のように、不法残留者の数、平成十五年一月現在で二十二万人ということですが、その多くが不法就労者であろうというふうには考えられてはいるわけではございません。

不法残留そのものは就労が認められないということでございますので、その就労の詳細な実態についてはこの把握は極めて困難であるというふうな考えはしております。ただ、平成十四年に退去強制手続が取られた不法就労者約三万二千人についてはこの就労内容を見ますと、男性につきましては工員であるとかあるいは建設作業員というのが多い

と。女性につきましては接客従事者が多いという結果が出ております。何分、不法ということでございますので、この実態の把握については非常に困難だということでございます。

○江田五月君 不法就労者と言うんですが、確かにそれは不法残留者は就労の資格がないから不法就労だと、就労していれば、それは論理的にはそうだろうけれども、彼らにとつて見たら、だつて仕事をしなきゃ生きていけないんですから、仕事自体は現に仕事をちゃんとやって、仕事が違法だという仕事じゃない。もちろんそれは違法に従事、違法な仕事に従事している人もいるかもしれないけれども、それはまた別の話でして、今の挙げられたような仕事自体が不法な、違法な仕事ということではないんですね。ですから、それはやっぱりそこに彼らの生活実態があるわけですよ。それが不法残留者ですから把握ができませんというので、一体、厚生労働省、労働現場というものを預かる役所としてそれでいいんですかね。もうちょっと、そんなものは統計上出てきませんからというんじゃないかと、実態を把握する努力というのをされたらどうですか。

○政府参考人(新島良夫君) 御指摘の労働環境につきましては、我々の立場といたしましては、不法就労をいかに防止していくかという立場でいろいろ行政取り組んでおりますけれども、事業主に對しまして、やはり外国人を雇った場合にどういふ条件、雇用の条件あるいは労働条件、これについては指針を作っております。この指針に基づきまして事業主に対して周知、指導をしていくと。場合によりましては、労働関係法令違反ということがあれば、それは外国人であろうと日本人であろうと、あるいは不法であろうとなかろうと、労働関係法令に従った厳正な措置を取るといふ方針で対応しております。

○江田五月君 私はその辺りの頭の切替を一度する必要があるんじゃないかと思うんですね。不法残留者というのは、オーバーステイの人たち二十万人と言われる、これは社会的な実態なんですよ。法が認めていないんだからそんなものはないんだというわけにいかない、現に社会にある、一定のカテゴリー、一定の類型の人たちとしていられるわけですよ、そういう皆さんが。そして、そういう皆さんがある種の日本の社会の動きの中の部分を担っているという実態があるわけですね。それを、雇用主はそういう者は雇っちゃいけないとかいうようなことにして、どんどんどんどんこういう皆さんがどこかに追い詰められていくということになったら、それはまとめてぼんと外へ切り捨ててというの、やはり日本がこれから先世界とつながっていくやり方ではないと思うんですね。

ですから、そういう皆さんに対して、例えば雇用の労働条件をもっとしっかりと労働基準法に合うように確保しないとか、あるいはいろんな社会保障の関係についても、あるいは教育の関係についても、あるいは住居の関係についても、そういう皆さんを日本社会の中でちゃんと受け入れる、受け入れるということになるとこれは日本社会はそういう人たちのことをちゃんと把握できるわけですから、そうすると今のオーバーステイについてはそれじゃこういう方法でオーバーステイでなくするようにしましよと、そういうことが一方でちゃんとなければ、それは行政としては私は幾ら厳しく不法残留者を摘発しようといつたつて効果は上がらないと。むしろ逆に、そういう皆さんを追い詰めて大変な生活苦の中で好ましくない行動にどうしても出てしまふというようになつてしまふと。その辺りのある種の洞察力といいますか想像力といいますか、こういうものがなくて行政をやつていけるんですか。やっぱり行政は冷たいということに、厚生労働省の雇用労働行政というのは不法残留者に対しては極めて冷たい、こう言わざるを得ないと思うんですね。

もう一つ、そういう三K職場にいる不法残留者をどんどん排除することによって、三K職場を嫌でも抱えているそういう企業あるいは業種、そ

いうものは一体どういふことになつていくかといふことをお考えになつたことあります、厚生労働省。

○政府参考人(新島良夫君) 厚生労働省におきましては、毎年六月に外国人雇用状況調査というのをやっておりますが、これは適法就労という前提で統計取っておりますが、やはり賃金面等いろいろ問題があるものもございます。

そういう中では、我々仮に外国人でなければということになりますと、どうしましても労働条件、労働市場においては二重構造化という問題が生じます。やはり企業としての構造改革であるとか、あるいはそういった企業の生産性の向上というような努力も併せてやっていくべき問題であると思ひますし、そういった部分におきまして、行政といつたしましてもその業種においていろいろ適切な助成等を考えてまいりたいと思つております。

○江田五月君 もう一つ厚生労働省に伺います、社会保障といふか、いろいろな社会保障の関係、医療保険、これは不法残留の皆さんは医療保険といふことになるとどういふ扱いになるんですか。

○政府参考人(江哲夫君) まず、医療保険の適用原則でございますが、我が国におきましては、日本人か外国人かを問わず、適用事業所に使用される常勤の雇用関係にある者につきましては健康保険法、それ以外の者であつて市町村に住所を有するといふ者につきましては国民健康保険法を適用しております。

ただしかしながら、現在不法滞在者につきましては、強制退去の、退去強制の対象になるといふ者であり我が国に適法に在留し生活活動する法的地位を有さないといふこと、そして相互扶助、強制適用といふ社会保険の原理になじまない、こういったことから適用の対象とはいはしておりません。

○江田五月君 不法残留者でもけがもするんですよ、病氣にもなるんですよ。日本の国内に居

住する、生活する人が病氣になつたときに、けがをしたときに、あなたは保険の適用はありますか、なぜならビザの期限が過ぎていますからというふうなことでいいのかどうかというのには私は極めて疑問なんです。

百歩譲つて、今これはもう質問しなくても前提として置いていいだろうと思つてくれども、法務省の法定受託事務として市町村が外国人登録事務を行つております。その外国人登録については、不法残留者であっても登録を受け付けているんですね。そういう外国人登録までしている人たちにまで、健康保険、あなた方はいつ外へ追い返されるか分からぬから入れてあげませんよといふ、その政策判断といふのはこれ行政としてどうです、冷たいなと思われませんか。

○政府参考人(江哲夫君) この不法滞在者の問題、大変社会保障にとつても大きなテーマだと存じますが、基本的に適用対象とするといふことは、適用対象となれば、なつた方についてはすべつての方について保険料を強制的に適用しなければならぬといふ、病氣になつたからといって逆選択で医療を受けるといふことは許されぬ。連帯の義務を常時果たさなければならぬ。そして、市町村もその保険料を適用しなければならぬといふ中での仕組みでございます。やはりこの不法滞在といふ方につきましては、国際的にも社会保険の国ではやはり不法滞在者については社会保険を適用していません。そういう状況の下で、私ども誠に困難なことであると思つております。

○江田五月君 それでは、保険制度によつて病氣になつたりけがをしたときの医療費をカバーしていくといふ、そういうことは不法滞在者に認められないといふならば、日本が提供していく教育、これはやつぱり不法滞在者、不法残留者には日本の教育はもう提供しないか、こういうことになるのかどうか、文部科学省いかがですか。

○政府参考人(永野博君) お答え申し上げます。不法滞在しております外国人の子供でありますとも、義務教育段階にある外国人の児童生徒が公

立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合でございますけれども、国際人権規約などを踏まえまして、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れておまして、教科書の無償配付や就学援助を含めまして、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しております。

また、文部科学省では、市町村教育委員会に對しましては、公立の義務教育諸学校への入学を希望する外国人児童生徒がその機会を逸することがないように、その保護者に対して入学に関する事項を記載した就学案内を発給するように指導しております。また、その際、不法滞在の外国人につきましては外国人登録が行われていない場合が多いかと思つてはいるんですけれども、そういう場合でも、市町村教育委員会におきましてそのような児童生徒の居住地が確認できれば、就学の機会がなくなるないように、同じような就学案内を発給するように指導してはいるところでございます。

○江田五月君 何か嫌々やつてゐるみたいな言い方の答弁でしたけれども、そんなことはないですよ。

○政府参考人(永野博君) ずっと前からこういうことで、たくさん入つております。

○江田五月君 本当にこれ、喜び勇んでやつていただきたいと思つてますが、教育はやつぱりそれは子供たちのために必要だと、どこの国にいたつたら、それはどんな国籍であつたつて子供ですから、やはりそこで教育はちゃんと提供していかなくやならぬといふことで、不法残留者の子供であれ、外国人登録していても、とにかく積極的に教育委員会ですらういふ子供がいることを把握して、そして学校へいらつしやいと、教育を受けましようよと、こういう姿勢でおられるわけで、健康だつて同じことじゃないかと思ひますが、どういふバックグラウンドがそれはあるにしても、病氣になつたりけがをしたりしたときに安心して医療が受けられるようにするといふのはそれは当たり前の話じゃないかと思つてますが、学校教育

の方もまだまだいろいろ、さはさりながら問題もあるんですよ。

法務省の方に今度は戻つて、ホームページ上で不法在留者の通報を求めていますよね。これは私はやめた方がいいと思つてますが、やめた方がいいと思つてはいるんです、しかし、例えばさっきの法定受託事務で外国人登録を各市町村ですつと受け付けていると、むしろ、不法滞在の人たちがどんな生活状況にあるかというのを法務省の入管局に、しかも匿名で情報をくださいといふようなことじゃなくて、これは法務省の仕事じゃないと言われれば法務省の仕事じゃないのかもしれないが、むしろそれぞれ外国人登録を受け付けてもらつてゐる市町村のところに不法滞在者、こういうふうになります、その皆さんを地域社会で支えながら法的資格についてもみんな知恵を絞りますよ、あるいは就労の関係、あるいは健康の問題、子供の問題など、地域社会でそういう人たちをちゃんと違法、不法の状態でないように、そして健全な地球市民の生活になつていくように支えていくといふ、そういうふうなことも法務省、考えてみたらどうですか。

法務大臣、これは、なかなか法務省の所掌といふことになつたりするんですよ、閣僚の一人として、今の日本における外国人の状態、とりわけ不法になつてゐる、滞在が不法になつてゐる皆さんのことを考えると、今、私は文科省とそれから厚労省との二つを言いました、総務省なんかでもあるんですよ。ひとつ省庁を超えて関係の閣僚の皆さんと相談されて、何か抜本的な対策を法務大臣が首頭を取られるといふような気持ちはありませんか。

○国務大臣(野沢太三君) 私も法務省へ参りましたときに、いわゆる不法滞在あるいは不法残留、こういう皆様がどこで何をしているのかよく分からぬといふこともございまして、外国人登録といふ制度がしかも十全には機能していないといふことを考えますと、これはやはりできる限りそういった皆様の情報がどこかでつきり分かる

ということがこれはやっぱり必要なことかなと。

そしてまた、これまた例の個人のプライバシーとか権限とか人権とかということにまたなつていくと、またここで一つの問題が出てまいりますから、今御指摘のような、実際病気になるかどうか、あるいは学校へ行くときにはどうするか、さらには帰国、出国という大きな問題になればさあどうするかを含めて、各省庁がそれぞれの分野で今別々にやっていることをまとめてやはり議論する場合は当然あつてもいいかと思つておりますが、これまでのところ、労働者問題につきまして一応連絡会議をやっておりますけれども、更にそれを拡大いたしまして、今申しました全科百般にわたる事柄について総合的に調整し、審査し、問題の解決を図る場合は当然これは必要であると思つておりますし、及ばずながらまたそのために力を尽くしてまいりたいと思つております。

○江田五月君 入管法の改正の部分について、この入管法改正で、外国人が日本に残留する、滞在する、その制度を適正化していくということをする、それは私も否定するものではありません。そのことが日本の社会にとって一定のいい効果をもたらすということもあるだろうと思つていますが、そのことだけやれば外国人問題、特に不法滞在者の問題は解決付くということではないということ。そうでなくて、それはもう本当に問題の一部分の対処方法でしかすぎないと、もっともっと大きな問題があるんだと。

法務省だけでこれは済まないことであります。法務大臣が最後にそういうこれはひとつ政治家として大いに研究してみたいという積極的な御答弁をいただきましたので、是非そのこと、そういう方向で努力されるよう期待をして、しかしこの法案にはいろいろな問題もあるということで私も賛成するわけにはいきませんが、最後に期待を申し上げて、私の質問を終わります。

○千葉景子君 江田五月議員に引き続きまして質問をさせていただきます。質問の時間もいよいよこの法案についても限られてきたようにも思いま

すので、今日は私は難民問題の方に絞らせていただきます。質問をしたいと思います。思ひます。

今、入管法にかかわる問題、議論がございました。この間、私も法案の、入管にかかわる法案の改正などに何回か議論に参加をさせていただいてきた経過もございます。その都度、オーバーステイあるいは本当に悪質な者を何とか出国をしてもいい、そしてでき得る限り適法な人、歓迎すべき人には日本に残つていただくんだと、こういうような趣旨で何回かこういう改正が重ねられてきたのではないかと今思つております。

ただ、その目的は結果的には必ずしも達成をされず、むしろやはり日本にどんどんどんどん外国の方がやはりいろいろな目的を持って、あるいは自分の生活の糧を求め、あるいは日本大好きということも含めまして来日をする、こういう状況が生まれてきているわけではないかと思つております。

そういう意味では、今回の改正も、確かにこの改正によってオーバーステイなどの解消を図っていくやな目標もあるようにございますが、私は逆に、こういうことを積み重ねていても、結局はやはり日本に滞在をする多くの外国人の皆さんのまた出国を促すということにはつながらず、むしろ厳しくすればするだけそれを避けようとする、あるいは表ざたにならないように潜在化していく、潜在化することによって、やはり不安とか、あるいはまた自らの権利の主張もままならず、そんな厳しい生活を余儀なくされていく外国人の方がむしろ本当に増えていく、こういうことが私は懸念されるのではないかと今思ひます。

そういう意味では、本当に日本におられる外国人の皆さん、滞在をしている皆さんの問題というのは、これからも本当に抜本的に議論をしていかなければいけないことがたくさんあるというふうに思ひますので、その点はこの法案の審議にかかわりませう、今後ともまた大臣にも関心を持っていただき、私どもも議論を続けていきたいとい

うふうに思つておりますので、冒頭それだけ今日是指摘をさせていただきたいというふうな思つております。

さて、先ほど江田議員からも話がありましたように、入管の問題を議論をする、これから急にどうですか、難民の問題について、本当に何を切り替えなければならぬということになつてしましますが、限られた時間ですので、まず法務省の方に何点かお聞きをしておきたいというふうな思つております。

このところやっぱ懸念をされているのが、難民認定をわざわざ申請をされている、そういう人について、やっぱ非常に厳しい対応が取られていないかということでございます。

抜本的には、やはり難民申請の手続と退去強制手続が並行して行われると、こういうところに基本的な問題があるろうかというふうな思つておりますけれども、特に指摘をされておりますのは、難民認定申請しているにもかかわらず、やはり退去強制手続の方では全件収容というようなことが原則とされているがゆえに、摘発によつて収容をされる。そういう事例が大変増えてきているという指摘もあり、それからこれも指摘、既にさせていたいただきましたけれども、家族がばらばらに収容される。親は退去強制手続で収容され、子供は児童相談所などにやむなく送られると、こういうケースなども指摘をされておりますし、それからこれは新聞報道などですけれども、病気で病院に入院をしている、そこから出た途端に収容手続に付せられたと、こういう問題もありますし、それから仮放免の許可、これなども医師から、収容していたら病気が悪くなる、命にもかかわると、こういう指摘があるにもかかわらず、仮放免の許可がなかなか認められないと、こういう状況なども指摘をされ、むしろこのところ、できるだけ難民には、申請している人それから国際社会の中で庇護を求められている人には温かく門戸を開こうという何か触れ込みとは反対に、むしろ厳しく厳しく、何だ、

これじゃ日本に庇護を求めても本当にこれはとても庇護してもらえないんじゃないかと、こう思わせるような、こういう状況がむしろ強まっているのではないかと、こんなことを感じます。で、そういう指摘が大変多くなつてきております。こういうことを一体どう認識をされ、そしてやはりここで難民を受け入れる、こういう温かい気持ちをもつと世界にアピールをしよう、きちっと示していこうということであれば、こういう今指摘をされているような事態、起こっている事態に対して、やはりもう一度真摯に対応を見直していくということが必要ではないかというふうな思ひますが、その点、大臣どうでしょう。こういう指摘がたくさんございますが、御認識はございますでしょうか。そして、でき得る限りやはり温かい適切な対応が取られるべきではないかと思ひます。その点について御見解をお聞かせいただけますか。

○国務大臣(野沢大三君) 我が国は、難民認定手続と退去強制手続とはそれぞれ別個独立の手続でございますが、退去強制事由に該当する者については、従来から難民認定手続が行われている場合であっても、退去強制手続をこれと並行して行つていくことは委員御承知のとおりでございますが、この場合、難民認定申請中であるからといって厳しく対応したり人権侵害を招くような対応をしていないことは言うまでもございませんで、法のつとりまして適正な手続が取られていると承知をしております。

また、被収容者の情状等を考慮しまして、仮放免を弾力的に運用するなど、人道に配慮した取扱もしていることは御存じかと思ひます。今後とも、法にのっとりながら、人道に配慮した対応をいたしまして、今回御提案しております制度を更に活用しながら適切な処置を進めてまいりたいと思つております。

○千葉景子君 今、大臣から人道に配慮したというお言葉がございました。是非、そこをきちっと踏まえていただきまして、多くの皆さんが心配な

いよう、そして庇護を求める皆さんが、やはり日本は人道に温かい社会なんだと、こういう気持ちを持っていただくように、そこはしっかりとその人道に配慮した、この言葉をかみしめていただきたいというふうな思っております。

さて、やはりこの難民に対して日本が温かい姿勢を持つていかどうかという事は、やっぱりその申請者に対して、あるいは認定を受けた者に対して、どういうサポート体制、生活的な支援なども含めて行われているか、そしてそういう受入れ体制があるか、こういうことがやっぱりその温かい受入れの気持ちを持つていかどうかという事の反映になるのではないかと考えています。

現在は、残念ながら、この生活の支援等については統一的なシステムというものはなくして、内閣官房に連絡調整というセクションはございませけれども、あとはそれぞれの省庁において担当すべき支援を行っている、こういう形になっております。

そういう中でも、難民認定申請中に保護費という形で一定の援助がなされていると、こういうことはなされているわけですが、是非こういうことがこれからもむしろ強化をされ、そしてもっとシステムの行われるような、そういうことを求めておきたいというふうに思いますが、この保護費の支給については外務省の方でどういうわけか行っているということになります。なぜ外務省なのか、よう分かりますけれども、この保護費の支給ですけれども、今後も、今度仮滞在の許可制度というのがあります。この仮滞在の許可制度とどう連動するのか、あるいはこの仮滞在の許可、まあ方が一にも受けられなかったようなケースでも、保護費の支給サポートというのはまさかストップするということはないのだろうというふうな思いますが、そこは確認をしておきたいと思えます。外務省、よろしくお願いたします。

○政府参考人(石川薫君) たいまお尋ねがございました難民認定申請者に対する保護措置でござ

います、これは人道的観点から行っているものでございます。生活に特に困っている方であれば、仮滞在許可の有無にかかわらず今後とも適切に支援していくこととしております。

○千葉景子君 是非そこは、できる限りサポート体制が怠りなく行われますように、きちつと対応をさせていただきたいと思えます。

本来であれば、こういうサポートは、難民認定申請中、そしてこの難民認定手続というのは、申請をする、そしてそれが審議をされる、それが駄目な場合には司法の場まで続いてこの認定の是非が問われるわけでございます。

前回、参考人の横田先生のお話の中でも、やはり司法の場が最後に残っているんだから、日本の難民認定手続というのはそれなりのやはりきちつとした適正な手続が取られているという御指摘もありました。そういう意味では、司法手続などでも念頭に置いてサポートというのは本来なされなければいけないだろうというふうに思っております。

訴訟中なども本来は保護あるいは生活支援ということがなされるべきだと私は思えます。今は、訴訟に至ると、それはもう難民認定手続が終わったということによってこの生活保障というのがなかなかやれていないという状況の中でございませので、是非これは裁判手続なども含めて生活支援がきちつとなされますように、これは要望として申し上げておきたいというふうに思っております。

さて、もう一点ですね、難民認定申請者が在留資格を持つているというケースがございませ。難民認定申請中にこの在留資格の更新というのは認められるのかどうか。これ、仮滞在を受けた場合には仮滞在という資格ができるわけです。在留資格を持つていたけれども、仮滞在を受けられればその資格になる。仮滞在が受けられなくて在留資格がちょうど期限が切れちゃう、これはそうすると、そこで仮滞在は認められないけれども在留資格の更新というのは認められると、こういう仕組み

みになるのでしょうか。

この在留資格の問題と仮滞在での資格との整合性というか関連はどういうふうな整理をしたらよろしいのでしょうか、お答えを求めておきたいと思えます。

○政府参考人(増田暢也君) まず、従来から難民認定を申請している人が在留資格を持つていた場合に、その人から在留期間の更新の申請があったときには原則として許可する取扱いをしております。

今回の難民認定制度の見直しの主要な目的の一つは、この難民認定申請中の人の法的地位の安定化を図ることにございませ。出入国管理政策懇談会からも、難民認定申請者については、安心して審査が受けられるよう、法務大臣による難民認定の可否の決定が下されるまでの間は、退去強制事由該当者であっても退去強制されないよう法的に保障することなどの提言がなされました。

このような制度見直しの趣旨にかんがみまして、在留資格を有する人が在留期間更新の申請を行った場合にございませは、難民認定処分を受けた後に、異議申立てをしている場合を含めまして、その人の我が国での在留状況を踏まえて、特に問題があれば別ですが、その方の在留は原則として継続するという事を認めることになると思えます。

それから、この在留資格を持つていたことと仮滞在のことをお尋ねがございましたが、仮滞在の許可というものは、そもそも在留資格を持つてなく、言わば不法入国しているとか不法上陸、不法滞在の人に対して与えるのが仮滞在許可でございませ。

この二つがつながることが考えられるケースとしては、正規に在留資格を持つていて、その人について期間更新を認めなかつた。そうなりますと、その人は在留資格を失いますから、今度は仮滞在許可を与えるかどうかの検討の対象になります。そうすると、六十二条の二の四の要件に当た

れば仮滞在許可を与えることになると思えます。

その仮滞在許可の要件に当たらない場合、当たらない場合にさかのぼってまた在留期間更新を認めるかという事、これはそうはならない話ですね。つまり、元々在留期間がないから仮滞在許可を与えるかどうかはわけですから、仮滞在許可を与えない場合に、元に戻つて、もう既になくなつて在留期間を更新する、在留資格の期間を更新することとはあり得ないこととす。

○千葉景子君 その関係という事、整理は分かりました。

そういう意味では、できる限り申請をしている者の資格があれば滞在の更新をする、そして、そうでない場合には仮滞在の許可を出して、そしてやっぱり安心して難民認定手続を受けられるように、そういうことを是非念頭に置いていただきたいというふうに思っております。

さて、難民保護法についても何点が改めて最後に確認をしておきたいと思えます。

この難民保護法、参考人等の御指摘の中でも若干言われておりましたけれども、この保護法では、難民認定制度の濫用の防止とか、あるいは偽装難民対策のようなことが若干薄いのではないか、そういうことを防ぐ措置は取られているのか、こういう御指摘などもあるようございませ。この点について、この難民保護法の方ではどんな形で濫用などを防止をされているのか、お答えいただきたいと思えます。

○江田五月君 御指摘のとおり、難民に手厚い制度を作る、しかしそれが濫用されてはいけない、あるいは偽装難民が来るのをこれを排除をするという、これは当然やっておかなきゃならぬことですね。

そこで、私もこれはもちろんそういう意識はきちつちり持つておまして、本法案では、難民認定申請者の法的地位の安定のために、難民申請者に対して上陸の特別許可、それから在留の特別許可を与えますが、しかしその濫用、悪用を避け

るために、一定の場合にはもちろん特別許可を与えないという事は定めております。

これは、例えば難民申請者上陸特別許可についていえば、上陸拒否の事由があるという場合、これはいろいろ書いてございまして、もう法案の方を見ていただければ一目瞭然でございまして、いろいろな、犯罪のことあるいは病気関係のこと、いろいろございまして。

それから、難民申請者が在留特別許可の場合には、退去強制手続によって収容されている者の申請とか、あるいは刑事手続により身柄を拘束されている者の申請、あるいは何度も繰り返し難民認定の申請をしている者、こういう者についてはこれは与えられないということにしております。こういう者の申請は退去強制を免れるためにする濫用の蓋然性が高いと考えられますので、そういう制度をきっちり設けております。

それともう一つは、難民申請者の上陸あるいは在留特別許可の申請については、これは自ら出頭して行うということにしております。その際、もちろん写真を提出することを予定しております。申請するいわゆる偽装難民、これを防止するという措置も取っております。

さらに、許可を与えるに当たって、住居あるいは行動範囲の制限といった、こういう条件を付すことができるようにしております。この条件に違反して逃亡すれば、これは罰則もきつちりと、懲役又は罰金あるいは併科、これがございまして、こういうことによつて難民申請を口実に我が国に残留し就労しようとするなどは防止をすることができると思っております。

また、さらに上陸あるいは在留が認められる期間の制限というものもございまして、この特別許可によつて認められる期限、期間、これは難民認定の申請に対する結果が出るまでに必要な期間というものを想定しております。一方で、この結果が出るまでは原則として六か月以内という、そういう期間制限も設けておりますので、この期間

経過後ももし難民として認定されなかつたら退去強制の対象となる、なり得るということになっておりまして、ここでも防止措置が取られておると。

さらにまた、調査官の制度をちゃんと設けて、難民の認定又は取消しに関する処分のために必要がある場合にはすべて専任の難民認定調査官に事実の調査を行わせると、これも法定しておりますので、偽装難民を見分けるといったことについては現行よりも更に適切に調査ができると思っております。

最後に、偽りその他不正の手段によつて難民の認定を受けた事実が判明すれば難民認定を取り消すという、これも制度として条文を設けておりまして、難民認定制度を不当に利用しようとしたものであり、難民として保護する必要がないということになってこれを取り消すということになれば、これはもう在留することを認める必要はないわけですから退去強制の対象者となると。こうしたことによつて濫用防止が図られると思っております。

○千葉景子君 分かりました。きつちとした体制の下で受け入れる、しかし濫用などにはやはり私たちが歯止めを掛けていく、こういうことが法案の中で整理をされているということが分かりました。

さてもう一点ですが、これも参考人、たしか横田参考人だつたと思えますが、司法手続、難民認定については司法手続も備わっているということによつて政府案の一定の評価ができるんだということをおっしゃつておられました。そうすると、司法手続の部分もやはり十分に備わつておりまして、その評価というのはマイナスになつてしまふのではないかと思います。

この難民保護法では、行政不服審査法による異議申立てがきつちつとできるという形になっていないのかというふうに思います。この辺りの、七日間という政府案に対して、六十日以内であれば異議を申し立てることができるという形で

司法の場での権利の確認、こういうことができるようになっていくかと思えますけれども、その点についての趣旨をきつちつと確認をしておきたいと思ひます。

○江田五月君 出入国管理行政と難民認定行政というのは、行政手続法では行政手続法の適用除外とされているんですね。それから、出入国管理行政については、行政不服審査法で適用除外とされているんですね。さらに、難民認定行政については、出入国管理難民認定法で行政不服審査法の適用除外とされているんですね。何だかこう訳が分からぬ制度になっているんですが、行政手続法の方ばかりおいておいて、行政不服審査法が出入国管理について適用除外とされている。これは一定の理解ができないわけではない。

それは、出入国管理行政については、いわゆる三段階で行政手続の中で不服審査をきつちつやりやうていくというものを留意してありますから、行政不服審査法上の不服申立ての手続を設ける必要はないということ。しかし、難民認定について出入国管理難民認定法で行政不服審査法の適用除外する理由はどこにあるのかというのがどうも分からないんで、私も、難民認定行政については行政不服審査法の適用を除外する理由がないから、ないからこれは適用をするということにしております。

ところで、政府の方の法案は、適用除外というのを改めて、難民認定については行政不服審査法の適用ありとしたんですね。ありとしないが、なお異議申立ての期間については七日という特例をそのまま残すというので、これまた何だか全然分からない。私も、六十日というのは行政不服審査法上の異議申立て期間ですから、これによるまま行政不服審査法の適用ありとしたことによつて残したということもございまして、その辺のややこしい何だか訳の分からぬものを整理をしたということもございまして。

○千葉景子君 ありがとうございます。最後もう時間がほばなくなつてまいりました。

に指摘をしながら、難民保護法を提案者にお聞きをしておきたいと思ひます。

やはり日本の社会が、本当に難民申請をする人、庇護を求めてくる皆さんに温かい受け入れ準備があるのかという気持ちを、こういうものが備わっているのかということをお考えするときには、甚だお寒い状況だという感じが私はいたしてあります。しかし、決してそれは日本の市民がそういう気持ちでいるわけはございませんで、むしろ市民の皆さんは、庇護を求めている、くる人たちがいれば、やつぱり一緒に生きていこうと思ひ、そしてそれを応援しサポートをしながら日本の社会の中にも手を携えて生きていこうじゃないかと、こういう気持ちを持っているわけはございません。

前にこの委員会でも指摘がありましたケン・マウン・ラットさんという方、最終的には法務大臣から特別在留許可を出していただいたということもございましてけれども、そこまで至る道のことについては、難民認定の申請をしたのが一九九四年、それから退去強制手続が並行されて行われ、収容がされたり国外退去の命令が出たり、それを何とか引きとめてまた再度の審査を受けたり、こういうことを本当に繰り返し二〇〇四年三月に、三月五日、法務大臣から在留特別許可が出たということもございまして。この間、厳しいながらも、例えば多くの皆さんが署名をされたり、あるいは連合傘下の皆さんがサポート体制を作つたり、本当にそういう働く仲間の皆さんやあるいは市民の皆さんが支えながら、こういう庇護を求めて日本の社会で頑張ろうという皆さんに温かい心を寄せているということもございまして。そういう意味では、やはりこの際、国、政府等がやつぱりそういうものにごたえてきつちつとした受け入れ体制を備えるということが大事だと思ひます。

そういう意味で、やつぱり保護法の中に生活支援というのをきつちつとつたということ、やつぱり温かい気持ちでお待ちしているよと、受け入れは大丈夫だよということを示したものはな

いかと思ひますけれども、その辺のこの法案の本来に根幹といひましようか、そこだけ確認をして、終わらせていただきたいと思ひます。

○江田五月君 難民等の権利、利益の保護というのは、単に法的資格の問題だけではなくて、やはり日本社会にきつちりと定住をしていく、そのためのいろんな支援体制を作るというのは非常に重要だと思ひます。

キン・マウン・ラットさんについては、これは難民の關係ではないので、難民の文脈の中ではちよつと違ふんですけれども、しかし、やはり不法滞在者であつても、市民がしつかり支え、日本社会に定着していくという、そういうプロセスというのはいつぱり生活支援が市民によって行われたからできたことなんですね。

そこで、私も、これはやはり単に行政の裁量で行われるだけじゃいけないと、予算も、予算措置として付くだけじゃなくて、やつぱり法的にそういう制度ができていかなきゃいけないということで、難民申請の段階あるいは上陸の段階から、例えば相談員も置きますとか調査員も置きますとかやつて、そして受入れ段階も温かく、さらに定住して安定した生活を始めるころまでしつかりカバーするために生活支援というものを法律上定めました。

政府が総合的かつ計画的に残留難民等の生活支援に関する施策を推進することを法文で位置付けてまして、そして具体的に日常生活に関する相談その他の支援事業を実施するということになっておりますし、また、その実施に当たっては、国、地方公共団体及び民間団体がそれぞれ適切に役割を分担するとともに、相互に密接な連携を図りつつこれを推進していくということになっておりまして、この部分は私どもの法案が正にこれをやりたいと思ひているところでございます、言わば私どもが強く政府に対しても求めていきたい部分でございます。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

三回目の審議になりました。今日はまず、入国

管理の部分での刑事罰強化とその運用の問題をお尋ねをいたします。

我々は、原則的には厳罰化には反対であります。今回の改正は、懲役はそのまま罰金刑のみ引き上げる、そして一方で出国命令制度で上陸拒否期間を短くするということが併せて行われております。

そこで、前回改正で刑罰が付けられて以降の運用の問題についてなんですが、平成十四年で入管法違反で退去強制事由の対象になる人が約四万二千。これは基本的にはこの刑罰の対象になり得るわけですが、最高裁からもらつた資料によりまして、そのうち入管法違反で有罪判決を受けたのが平成十四年で五千七百二十六人、うち実刑は百九十八人、罰金が九人と、こう聞いております。そして、平成十五年でいいますと、有罪判決が七千四百七十一人、そのうち懲役、禁錮の実刑が二百七十三人、執行猶予が七百九十五人、罰金刑は七人と、こう聞いております。この中には不法就労助長罪による日本人も若干は含むわけでありまして、平成十四年も十五年も実刑の率は三%から四%程度と、こういうことになっております。今示した数にありまうように、入管法違反については、人道的立場での在留特別許可であつたり、また退去強制ということを基本として、よほど悪質な者以外は刑罰を付けないという運用がされてきたと思ひます。

そこで、まず法務省にお聞きをするわけですが、今度の改正で、これまで退去強制などで済んでいた人にまで刑罰が付くと、こういうことになつてはならないと思ふんですが、法務省としてのお考えはいかがでございますか。

○政府参考人(増田暢也君) 今回、不法滞在者に係る罰金額の上限を引き上げることとしました。これは、我が国で不法に就労して経済的利得を得ることを目的として不法に本邦に入国、上陸する不法在留者やいわゆるリピーターなどについて、罰金刑の併科による経済的制裁をも加えて反対動機形成を図り、これらの悪質な不法滞在行

為を抑止することを目的とするものでございませう。したがつて、今回の罰金額の引上げは、例えば出国命令の対象となるような比較的悪質でない不法滞在者をターゲットにするものではございませぬ。

なお、お尋ねは刑事手続の運用について触れておられましたが、この刑事手続の運用は入管局としてはお答えできる立場にはございませぬ。ただ、一般論としては、個々の事案の諸事情を勘案して罰金刑の適用がこれからも検討されるものと承知してございまして、あえて申し上げれば、入国管理局としては、今回の改正の趣旨を踏まえて適用されることを期待してございまして、

○井上哲士君 そこで、警察の方の運用についてお聞きをするんですが、平成十四年、入管法違反による検挙数は幾らになつておりましたか。

○政府参考人(米村敏朗君) お答えをいたしましませう。平成十四年の御質問の来日外国人による入管法違反の検挙でありますけれども、件数七千九百九十件、人員にしまして六千七百四十人を送致してあります。

○井上哲士君 入管法の六十五条では、この不法滞在者がほかの犯罪にかかわつた疑いがない場合に限りて裁判手続を経ずに入管局に身柄を引き渡せる特例がありますし、同じく、不起訴となつた場合は六十四条で入管に引き渡すということになつておりますが、平成十四年にこの六十五条、そして六十四条で入管に引き渡された数は幾らになつておりましたか。

○政府参考人(増田暢也君) 平成十四年にこの入管法六十五条で引渡しを受けた数は約千五百人でございませう。法六十四条によつて引渡しを受けたのは同じく約千五百人となつております。

○井上哲士君 昨年の報道によりまして、警視庁は、それまでは不法滞在が一年半程度に及んだ外国人は送検をしてきたけれども、他の犯罪に關与している疑いがなければ、この六十五条を使つて、原則として四十八時間以内に入管に引き渡す

と、こういう報道もされております。

警察としても、悪質な者以外は送致をせずに入管に送つて刑事罰を与えないという運用がこの間されてきたと思ふんですが、今度の改正によつてもこういう運用については変わらないと、こういうことでよろしいでしょうか。

○政府参考人(米村敏朗君) お答えをいたしましませう。

警察といたしましては、今回の法改正の趣旨、これを十分踏まえつつ、不法滞在の外国人につきましては入管法六十五条、これを活用いたしていくことが望ましいというふうな考えをしております。

○井上哲士君 繰り返しになりますけれども、今回の改正趣旨が、悪質な者については刑罰を与えていく、そうでない者についてはよく状況を見て人道的な配慮もしていくと、こういう点は是非運用上も貫いていただきたいということを重ねて申し上げておきます。

次に、難民申請者の收容の問題についてお聞きをいたします。

この間、この委員会でも様々、收容センターの中の処遇に関して議論になりました。人権侵害であるとか、長期收容の中での自殺未遂などが相次いだということも随分ありました。これについても改善をすべきだという議論を随分してきたわけでありまして、この点は、この間、どういふ改善がされてきているんでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) 收容者の処遇につきましては、入管法六十一条の七に定められておりますとおり、保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由を与えることを原則とし、これを受けて、被收容者処遇規則が定められておりますが、そこでは処遇に關する必要な事項を定め、その規定に従つて被收容者の人権に最大限配慮しつつ、適正な処遇に努めているところでございませう。

例えば、書信の發受信、親族、知人や弁護士等との面會、あるいはテレビの視聴、新聞等の購読、物品の購入、あるいは礼拝等の宗教活動、そ

して喫煙なども認めております。さらに、各収容施設の改修工事を順次行つてまいりました。施設設備の充実に努め、改修された施設におきましては戸外運動、入浴などの機会は増やしましたし、一定の時間帯は居室を開放するといういわゆる開放処遇でございますが、これを実施いたしております。また、その開放処遇実施中には被収容者が自分で外部に電話できる、そういう方法を導入しているところもございます。

今後施設改修等を進めまして、引き続き処遇の改善に努めてまいりたいと考えております。

○井上哲士君 問題になつてきた戸外運動とかそれから電話など、一定の改善がされてきているようでありまして。ただ、やっぱり根本問題は全件収容主義ということがあります。先日の答弁のときに、これまで以上の収容の強化はしないと、こういう答弁がありました。しかし現状でも人道に配慮必ずしもされていない収容が相当されているといういろいろな訴えを、アムネスティーなりUNHCRなり、また支援団体からお聞きをしております。

先ほども幾つかの指摘があつたわけですが、二つほど具体的な問題についてお尋ねをいたします。一つは、先月報道されました横浜の件であります。難民申請はしたけれども認められずに退去強制令書が出ていたアフガンのハザラ出身の男性の件ですが、先月の十日に入管への出頭通知を受け取つて、その前の三日には、うつ病の通院中の病院から、収容は悪化を招き自殺の危険性が生じる、こういう診断書が出ていたとされております。これを弁護士が入管に送つたけれども、そのまま返されてきた。そして、先月の十七日に病院前で入管がこの男性を拘束をした。横浜の支局に向かう車中でこの男性が持つていたカッターナイフで右上腕や左太ももを刺して、腕は十三センチ、足は八センチもの傷ができた。そして、病院に帰つて治療後、再び横浜支局に連行した。こういうことが報道をされております。

大変私は人道上の配慮を欠くと思うんですけれども、この経過とそして見解はどうでしょうか。○政府参考人(増田暢也君) お尋ねの事案についての事実関係をまず申し上げますと、これは東京高等裁判所の決定によりまして、この人に対する退去強制令書の執行停止決定、それが取り消されました。執行停止決定が取り消されたので入管では本人に出頭を指示いたしました。本人がこの出頭に応じなかつたことから、入管では所在を確認し、この人物がその日の病院に診察を受けに行くとの情報を入手したために、入管の職員をその病院に派遣して様子を見ていたところ本人が姿を見せましたので、本人の診察が終わるのを待つて、病院から外に出てきたところを本人に声を掛けて退去強制令書を執行したものでございます。

最初に申し上げたとおり、さきに出ていた執行停止決定が取り消されたために、入管といたしましては速やかに退去強制令書を執行したというものでございます。それと、病状についてやはり触れておられましたが、本人の健康状態につきましては、三月一日に出た東京高等裁判所のこの決定の中で既にある判断が示されておまして、入管としてはその決定に従つてやはりこれはもう速やかに執行せざるを得ないと判断したものでございます。もっとも、おっしゃるとおり、護送の途中で自損行為によつてこの本人自傷いたしました。この点は入管としてもその執行に際して問題があつたかと思うのですが、本人が自傷したことを受けて、速やかに最寄りの病院に搬送して適切な処置を行ひまして、そして医師から収容に耐えられるのかどうか十分確認を行った上で東京入管の横浜支局に収容した後、東日本入国センターに移収したものでございます。

○井上哲士君 先ほどありましたように、事前に医師からは、収容は悪化を招き、自殺の危険性が生じるという診断書が出ていて、そして現実においてこの自損行為、かなりの傷を負つたわけであり

ますから、やはり人道、収容の在り方に不適切な部分があつた、こういうふうには認められませんか。

○政府参考人(増田暢也君) 本人に自ら自分を傷つけるという行為を結局防げなかつたわけですから、その点では、あらかじめ、本人を車に乗せる際などに凶器を持つていないかどうかなどの検査をきちんと行わなければならなかつたことは間違いないと思つておられます。

病院の前で公衆がいたということで、本人の携帯している中に凶器があるかどうかの検査をちよつと怠つたというふうなこともあつたように、その点はやはり反省しなければいけないところはあるかと思つておられます。

○井上哲士君 現場の収容の仕方ということではなくて、やっぱりこういう人に対して収容そのものに人道的な配慮がされるべきだつたということ強く申し上げておきたいんです。

もう一件、大阪のこれはパキルさんという、これもアフガンの難民申請者の件であります。愛知でこの難民の認定にかかわる裁判をされておりましたけれども、これが負けたということから、現在仮放免で外に出ておられますけれども、強制送還を受けるならば収容はしないけれども、日本に残るのであれば十五日、今日になります。出頭時に収容する、こういう連絡を受けているということでもあります。この方も、過去入管センターの中で自殺行為などもやられていたり、そしてまた非常に今アフガンに帰ることに対しては恐怖心を抱いていらつしやるということをお聞きをしております。

UNHCRからは、これは強制送還も収容もしないような申入れもあるかと思つておられます。この方については、経過どうでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) お尋ねのアフガニスタン人につきましては、この人につきましても、今年の三月十八日に名古屋地方裁判所におきましてこの人から起こされておりました難民不認定処分あるいはその裁決取消しの請求訴訟、それ

から退去強制令書発付処分とその裁決の取消し請求訴訟において、この原告の請求をすべて棄却する判決がございまして、入国管理局の処分の適法性が全面的に認められました。当局といたしましては、おっしゃるとおり、国連難民高等弁務官事務所から所轄の地方入管局にあてて意見書が出されておりますので、それは考慮しながら、この裁判所の判決も踏まえて、今後適正に対処してまいりたいと考えております。

○井上哲士君 私は、そのUNHCRが出した文書も持つておりますけれども、UNHCRは、アフガニスタンの情勢について言えば、まだまだ不安定であつて、地域的に言いますと非常にやはり危険な場所もあるということを基本的に認定しております。

今度の新しい制度で、参与員の中にはUNHCRの推薦の人も入れることを検討するという答弁もありました。全体として、この難民認定のプロセスにUNHCRを関与させていくという今の方向の中です。こういうUNHCRなどが出している各国のリスク評価などは、これは十分に尊重すべきかと思つておられます。この点、改めていかがでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) これまでも、私どもはUNHCRからは各国のそれぞれの情報、情勢についていろいろと提供していただいております。それを難民認定の判断の参考にさせていただいてまいりました。ですから、もちろんこれからはUNHCRからは、UNHCRが現地でも入手している情報などについては積極的に提供を求めたいと思つておられます。受け取つた情報は審査の中できちんと活用していきたいと思つておられます。

○井上哲士君 この方の場合もUNHCRからは送還危険対象者として申入れがされてきて、仮放免を延長するということを求められているわけでありまして、是非こうしたことを考慮して、人道的な見地からの対応を強く、今の二つの件、求めておきます。

次に、一時庇護の問題についてお聞きをいたし

ます。空港などでの一時庇護の数というのは、今
どういふふうになっていくのでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) 昭和五十七年の今の
難民認定制度が発足してから平成十五年未までの
数でございますが、一時庇護のための上陸許可申
請者数が百四人、そのうち許可された人は三十五
人でございます。

○井上哲士君 昨年はどうなっていますか。

○政府参考人(増田暢也君) 昨年は申請者数二
人、そしていづれも不許可となっております。

○井上哲士君 大変数が少ないわけでありませ
が、門前払いしているんじゃないかというよう
な報道もあるわけですけども、この点いかがで
しょうか。

○政府参考人(増田暢也君) 申請者数を申し上げ
ましたとおり、元々母体となる申請者の数がやは
り少ないというのが一つあるかと思うのです。

一時庇護のための上陸許可というのは、船舶等
に乗っている外国人が難民に該当する可能性が
あって、その人を一時的に我が国に上陸させるの
が適当であると、こう考えられるときに所定の手
続に従って難民審査官が与えるものですが、これ
は、外国人が上陸申請を行う際に入国審査官に提
出するE Dカードにその渡航目的として庇護を求
めるような記載をすればこれは一時庇護上陸の申
請ということになるわけですから、申請方法はそ
んなに難しいわけではないし、分かりにくいわけ
でもないで、申請方法が悪いから申請の数が少
ないというようなことでもなからるかと思ってい
ます。

現に、我が国で難民として庇護を求めている人
というのは、この一時庇護上陸許可申請というこ
とで庇護を求め人もありますが、これは少なく
て、むしろ一般上陸の許可を受けて、在留資格を
与えられて本邦に入ってから難民認定申請を行う
人とか、あるいは偽造旅券などを使って入ってき
て退去強制を取られて、その過程の中で難民だか
ら庇護してほしいというような申請を求めると
か、このように難民として庇護を求める態様が非

常に様々でございます。そういったことで、数が
少ないことから、それに伴って一時庇護許可を受
ける人も少ないんじゃないかならうかと思うわけ
です。

一時庇護許可というのは、元々入管法の十八條
の二にはつきり要件が定まっています。つまり、
その方が難民条約に定める理由などによって生
命、身体、身体の自由を害されるおそれのある
領域から逃れて本邦に入った者であることなど、
明確に要件が定められておりますから、入国管理
局といたしましては、申請された案件について、
法令上の要件を満たしていればこれは一時庇護上
陸を許可する扱いにしているわけで、決して門前
払いを行っているというようなことはございま
せん。

○井上哲士君 空港での窓口が分からないんじ
やないかということもこの間指摘をされてきたわ
けですが、この点はどうなっているのでしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) おっしゃるとおり、
我が国に逃れてきて、難民庇護の手続、案内が
分かりにくいから申請者が少ないのではないかと
いうような、そういう御指摘がございました。

そこで、昨年、平成十五年一月に、成田空港に
三か所の上陸審査場がございまして、そこに三か
所、難民の手続の案内所を設けました。また、昨
年四月、関西空港にも同じく二か所、上陸審査場
に難民手続の案内所を設置いたしました。このこ
とによりまして、成田空港や関西空港に到着した
外国人で我が国に難民として庇護を求めるとい
うのは迅速に対応ができる、そういうサービス
の向上が図られる、そういう体制を整備されま
した。

○井上哲士君 より分かりやすく、窓口にして、
迅速な対応を強く求めておきます。

最後に、参与員制度についてお聞きをいたしま
す。

これが本場にきちつと機能するかどうかとい
うのは、今、本改正の中でも大変大きな問題であ
りますが、参与員のメンバーに商社員というのも例

として挙げられておりました。確かに、現地の経
済情勢とかそれからビジネスにかかわる情報とい
うのは詳しいかと思うんですが、一番肝心な人権
状況とかそれにかかわる政治情勢というのは必ず
しも詳しくないんじゃないか。日本にいる外国の
商社員の方を見ていると私はそう思うんですが、
なぜかそういうことが挙げられているのか、いかが
でしょうか。

○政府参考人(増田暢也君) これは元々はこの難
民認定制度の見直しを御検討いただいた専門部
会、そしてその報告を受けて御審議いただいた出
入国管理政策懇談会から取りまとめられて提出さ
れた意見書の中で、難民審査参与員の母体の一つ
として、海外経験のある人あるいは海外情勢に明
る人から選ぶのがいいだろうというのがござい
まして、その中に一つの例示として、例えば商社
員として海外に勤務した人が例示されているわ
けでございます。

難民認定手続におきましては、異議申立てが
あった場合に、その本人の出身国における政治的
あるいは社会的な状況を正しく認識していること
が必要、有益であろうと思っておりますが、商社など
勤務されて海外勤務を経験された方については、
例えば問題の難民の出身国で現に長年生活して勤
務していたとか、あるいはその周辺国で暮らして
いたとか、あるいはその出身国と同じ民族的ある
いは宗教的背景を持った国で生活し勤務してい
た方など、いろいろいらっしゃると思っております。
そういった方々の中には長年の豊富な在外生活経験
を通じて、あるいは現地の方々との幅広い交友関
係あるいは人脈を通して、その問題の国の政治
的、社会的な状況に精通されて豊富な知識、情報
をお持ちで、難民審査参与員としてふさわしい方
もいらっしゃると思っております。

そういったことから、難民審査参与員の候補に
なり得るのではないかと考えているわけございま
す。

○井上哲士君 あくまで例示だそうでありませ
が、やはり慎重に、本当に人権状況などに通じた

方が選ばれるということについて求めておきます
が、関連しまして、第三者機関という性格からい
いますと、この参与員に元入管職員などは入れる
べきでないと思っておりますが、この点いかがでし
ょうか。

○政府参考人(増田暢也君) お尋ね、御指摘のよ
うに、今回のこの制度は審理、判断の公正性、中
立性をより一層確保するために導入するものでご
ざいますから、そういった趣旨を踏まえますと、
出入国管理業務に携わった元入国管理局職員を選
ぶことは適当ではないと考えております。

○井上哲士君 今回、参与員という制度を作るわ
けですが、参与員の皆さんがこの事例について検
討するという点でも、そして申請者が一次審査で
不許可になったけれども、その理由をはつきり示
されて、この点をやっばり補強するということを
明確にするという点でも、認定不許可の理由とい
うのを詳細に申請者に対しても参与員に対しても
示すべきだと思っております。

諸外国のこれは異議申請の關係の文書がありま
すけれども、なぜ不許可かなどの文書が、これ
は、アメリカでいいますとA 4で十三枚、オース
トラリアが二十枚、ニュージーランドが三十八
枚、大変膨大な量が出ておまして、そして、プ
ライバシーに配慮しながら、ホームページでも見
れるというふうな、公開をされるということに
なっているわけですね。

私は、やっばり新しい制度にする上でこうい
う、この間、昨年若干、不許可の理由を今までよ
りもたくさん書くようになったようでありませ
けれども、更にこの点は改善をすべきだと思ってい
ますが、その点はいかがでしようか。

○政府参考人(増田暢也君) 御指摘のとおり、平
成十五年一月から、それまでの記載の在り方を改
善いたしました。具体的な理由を付記することに
努め、難民認定手続の透明性を一層高めてきたと
ころでございます。

今後とも、委員の御指摘を踏まえまして、不認
定判断の基礎となった理由を、個々の事案の申立

ての実情に依り、更に適切に記載していくことに努めたいと考えております。

○井上哲士君 三回にわたって質疑をさせていた

○委員長(山本保君) これより討論に入ります。

○委員長(山本保君) 他に御発言もないよう

○委員長(山本保君) この際、委員の異動につ

○委員長(山本保君) 多数と認めます。よつて、

○委員長(山本保君) 御異議ないと認め、さよう

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○千葉景子君 私は、ただいま可決されました

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

七 難民と認定された者及び難民申請中の者へ

八 入国管理センター等に收容されている退去

九 仮滞在許可制度、難民認定における不服申

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

○委員長(山本保君) 電子公告制度の導入のため

会社が債権者に対する公告を、官報に加え、日刊新聞紙又は電子公告によつても行つた場合には、原則として、知れている債権者に対する各別の催告を要しないこととしております。

また、合名会社、合資会社、有限会社、監査法人、弁護士法人等が合併等に際して行つた債権者保護手続につきましても、その合理化を図るため、株式会社の場合と同様の取扱いを認めることとしております。

第三に、会社等に対する各種訴え提起の公告など、公告に法的効果が伴わず、会社等に公告の義務を課す理由に乏しいと考えられる公告につきまして、その公告義務を撤廃することとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(山本保君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会

四月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案

(商法の一部改正)
第一条 商法明治三十二年法律第四十八号の第一部を次のように改正する。

目次中「第五章 削除」を「第五章 電子公告調査機関」に改める。

第一百条に次の六項を加える。
第一項ノ規定ニ拘ラズ会社ハ同項ノ公告ヲ官

第三部

法務委員会会議録第十一号

平成十六年四月十五日

【参議院】

報ノ外定款ニ定メタル時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙又ハ電子公告(第六百六十六条第六項ノ電子公告ヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジ)ニ依リ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第一項ノ催告ハ之ヲ為スコトヲ要セス

前項ノ規定ハ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立スル株式会社ガ株式会社ナルトキハ之ヲ適用セス

第四項ノ規定ニ依リ第一項ノ公告ヲ電子公告ニ依リ為スコトハ同項ノ公告ニ定ムル期間ヲ経過スル日迄為スコトヲ要ス

第六百六十六条ノ第二項乃至第四項ノ規定ハ第一項ノ公告ヲ電子公告ニ依リ為スコトハ同項ノ規定ニ拘ラズ同項各号トアルハ「第一百条第六項ノ規定ニ拘ラズ同項」ト読替フルモノトス

左ノ各号ニ掲グル定款ノ定メタルトキハ其ノ各号ニ定ムル事項ヲ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記スルコトヲ要ス

一 第一項ノ公告ヲ時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ依リ為スコトノ定款ノ定

二 第一項ノ公告ヲ電子公告ニ依リ為スコトノ定款ノ定 其ノ定及公告ノ内容タル情報ノ提供ヲ受クル為必要ナル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ

三 前項ニ於テ準用スル第六百六十六条ノ第二項ノ規定ニ依リ定款ノ定 其ノ定

第六百六十六条ノ規定ハ前項ノ登記ニ之ヲ準用スル第五項第四項を削る。

第六百六十六条に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ拘ラズ会社ノ公告ハ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ不特定多数ノ者ガ其ノ公告スベキ内容タル情報ノ提供ヲ受クルコトヲ得ベキ状態ニ置ク措置ヲ執ル

コト(以下電子公告ト称ス)ニ依リ之ヲ為スコトヲ得

第六百六十六条ノ二 前条第六項ノ規定ニ依リ会社ノ公告ヲ電子公告ニ依リ為スコトハ左ノ各号ニ掲グル公告ノ区分ニ応ジ其ノ各号ニ定ムル日迄為スコトヲ要ス

一 公告ニ定ムル期間内ニ異議ヲ述べベキ旨又ハ株券、新株予約権証券若ハ第三百四十一条ノ八第二項ノ新株予約権付社債券ヲ提出スベキ旨ノ公告 其ノ期間ヲ経過スル日

二 公告ノ日ヨリ二週間内ニ反対ノ意思ヲ通知シタル株主ガ会社ニ対シ自己ノ有スル株式ヲ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得ル場合ニ於ケル其ノ公告 其ノ公告ノ開始後二週間ヲ経過スル日

三 一定ノ日ノ二週間前又ハ三週間前ニ公告スルコトヲ要スル場合ニ於ケル其ノ公告 其ノ一定ノ日

四 第二百八十三条第四項ノ規定ニ依ル公告 同条第一項ノ承認ヲ得タル日後五年ヲ経過スル日

五 第三百五十九条第一項(第三百五十九条ノ二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル公告 株式交換ノ日ノ前日

六 前各号ニ掲グル公告以外ノ公告 其ノ公告ノ開始後一月ヲ経過スル日

前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号ノ規定ニ依リ電子公告ヲ為スコトハ期間(第二号ニ於テ公告期間ト称ス)中公告ノ中断(前条第六項ノ状態ニ置カレタル情報ガ其ノ状態ニ置カレザルコトト為リタルコト)又ハ其ノ情報ガ其ノ状態ニ置カレタル後改竄セラレタルコトヲ謂フ以下同ジ)ガ生ジタル場合ニ於テ左ノ各号ノ何レニ

モ該当スルトキハ其ノ公告ノ中断ハ其ノ公告ノ効力ニ影響ヲ及ボサズ

一 公告ノ中断ガ生ズルニ付会社ガ善意ニシテ且重大ナル過失ナキコト又ハ会社ニ正当ノ事由アルコト

二 公告ノ中断ガ生ジタル時間ノ合計ガ公告期間ノ十分ノ一ヲ超エザルコト

三 会社ガ公告ノ中断ガ生ジタルコトヲ知りタル後速力ニ其ノ旨、公告ノ中断ガ生ジタル時間及公告ノ中断ノ内容ヲ其ノ公告ニ付シテ公告シタルコト

会社ノ公告ヲ電子公告ニ依リ為スコトハ定款ニハ電子公告ヲ公告ヲ為スコトヲ要スル旨ヲ記載又ハ記録スルヲ以テ足ル

前項ニ規定スル場合ニ於テハ定款ヲ以テ電子公告ニ依ル公告ヲ為スコトヲ得ザル事故其ノ他ノ已ムコトヲ得ザル事由生ジタルトキハ官報又ハ時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ノ何レカニシテ定款ニ定ムルモノニ掲ゲテ公告ヲ為スコトヲ要スルコトヲ得

第六百八十八条第二項第十号中「第二百八十三条第五項」を「第二百八十三条第七項前段」に改め、同項の次に次の一項を加える。

会社ノ公告ヲ電子公告ニ依リ為スコトハ前項第一号ニ定ムル第六百六十六条第一項第九号ニ掲グル事項トシテ同条第六項ノ情報ノ提供ヲ受クル為必要ナル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノヲモ登記スルコトヲ要ス第六百六十六条ノ二第四項ノ規定ニ依リ定款ノ定アル場合ニ於テ其ノ定ニ付亦同ジ

第二百一十一条ノ二第四項中「有限会社法」の下に「昭和十三年法律第七十四号」を加える。

第二百四十七条第二項及び第二百五十二条中「第四項」を削る。

第二百六十六条ノ三第二項中「第二百八十三条第五項」を「第二百八十三条第七項前段」に改める。

第二百八十条ノ十六中「乃至第四項」を「第三項」に改める。

第二百八十三条第四項本文中「又ハ其ノ要旨」を削り、同項ただし書を削る。

第二百八十三条第五項を次のように改める。
前項ノ規定ニ拘ラズ官報又ハ時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ヲ以テ公告ヲ為スコト

法トスル会社ニ於テハ貸借対照表ノ要旨ヲ公告スルヲ以テ足ル

第二百八十三条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

第五項ノ会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ会社ガ

第一項ノ承認ヲ得タル後遅滞ナク貸借対照表

ニ記載又ハ記録セラレタル情報ヲ電子公告ニ

準ズルモノトシテ法務省令ニ定ムルモノニ依

リ同項ノ承認ヲ得タル日後五年ヲ経過スル日

迄不特定多数ノ者ガ其ノ提供ヲ受クルコトヲ

得ベキ状態ニ置ク措置ヲ執ルコトトスルコト

ヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ決議ヲ為シタル会社

ニ付テハ第四項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第三百九条第三項中「前項」を「社債管理会

社ガ弁済ヲ受ケタル」に改め、同条第二項を削

る。

第三百九条ノ二第二項を次のように改める。

社債管理会社ガ前項各号ニ掲グル行為ヲ為シ

タルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタ

ル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要

ス

第三百九条第二項中「第三百九条第三項」を

「第三百九条第二項」に改める。

第三百六十三条第五項中「乃至第四項」を「第

三項」に改める。

第三百七十二條第二項中「第五百五条第二項乃

至第四項」を「第五百五条第二項第三項」に改め

る。

第三百七十四條ノ四第一項ただし書を次のよ

うに改める。

但シ会社ガ其ノ公告ヲ官報ノ外定款ニ定メ

タル時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙

又ハ電子公告ニ依リ為ストキハ其ノ催告ハ不

法行為ニ因リテ生ジタル債権ノ債権者ヲ除キ

之ヲ為スコトヲ要セズ

第三百七十四條ノ四第二項中「前項」を「第一

項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加え

る。

分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ヲ為ス会社

ニ対シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ総数ノ割

当ヲ為ス場合ニ於テ分割後モ分割ヲ為ス会社

ニ対シ其ノ債権ノ弁済ノ請求ヲ為スコトヲ得

ル債権者ニ付テハ前項本文ノ規定ハ之ヲ適用

セズ

第三百七十四條ノ十第二項中「債権者」の下に

「同項但書ニ規定スル場合ニ於テハ不法行為ニ

因リテ生ジタル債権ノ債権者ニ限ル」を加え

る。

第三百七十四條ノ十二第六項中「乃至第四項」

を「第三項」に改める。

第三百七十四條ノ二十第一項ただし書を次の

ように改める。

但シ会社ガ其ノ公告ヲ官報ノ外定款ニ定メ

タル時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙

又ハ電子公告ニ依リ為ストキハ其ノ催告ハ不

法行為ニ因リテ生ジタル債権ニシテ分割ヲ為

ス会社ニ対スルモノノ債権者ヲ除キ之ヲ為ス

コトヲ要セズ

第三百七十四條ノ二十第二項中「第三百七十

四條ノ四第一項但書を「第三百七十四條ノ四第

二項」に改める。

第三百七十四條ノ二十六第二項中「債権者」の

下に「同項但書ニ規定スル場合ニ於テハ不法行

為ニ因リテ生ジタル債権ノ債権者ニ限ル」を加

える。

第三百七十四條ノ二十八第三項中「乃至第四

項」を「第三項」に改める。

第三百七十六條第一項後段を削り、同項に次

のただし書を加える。

但シ会社ガ其ノ公告ヲ官報ノ外定款ニ定メ

タル時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙

又ハ電子公告ニ依リ為ストキハ其ノ催告ハ之

ヲ為スコトヲ要セズ

第三百七十六條第二項中「第百条第二項」を

「第百条第一項後段第二項」に改める。

第三百八十条第三項中「乃至第四項」を「第三

項」に改める。

第四百十二条第一項ただし書中「公告ヲ為ス

方法トシテ」を削り、「二掲ゲテ」を「又ハ電子公

告ニ依リ」に改める。

第四百三十条第二項中「第五項」を「第五項第

七項」に改め、同条第三項中「第二百八十三條第

五項」を「第二百八十三條第七項前段」に改め

る。

第二編第五章を次のように改める。

第五章 電子公告調査機関

(電子公告調査)

第四百五十七條 この法律の規定による公告

(第二百八十三條第四項の規定による公告を

除く。以下この章において同じ。)を電子公告

により行おうとする会社は、当該公告につい

て第百条第六項(第四百七十七條において準用

する場合を含む。)又は第百六十六條ノ二第一

項の規定により電子公告を行ふべき期間中、

当該公告の内容である情報が第百六十六條第六

項の状態に置かれていゝかどうかについ

て、法務省令で定めるところにより、法務大

臣の登録を受けた者(以下「調査機関」とい

う。)に対し、調査(以下「電子公告調査」とい

う。)を行うことを求めなければならない。

(登録)

第四百五十八條 前条の登録は、電子公告調査

を行おうとする者の申請により行う。

2 前条の登録を受けようとする者は、実費を

勘案して政令で定める額の手数料を納付しな

ければならない。

(欠格事由)

第四百五十九條 次の各号のいずれかに該当す

る者は、第四百五十七條の登録を受けること

ができない。

一 この章の規定若しくは有限会社法第八十

八條第四項、公認会計士法(昭和二十三年

法律第百三十三号)第三十四條の二十二第六

項、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五

号)第三十條の二十七第六項及び第四十三

條第二項、司法書士法(昭和二十五年法律

第百九十七号)第四十六條第七項、土地家

屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十

八号)第四十一條第七項、行政書士法(昭和

二十六年法律第四号)第十三條の二十一第

六項、税理士法(昭和二十六年法律第二百

三十七号)第四十八條の二十一第六項及び

第四十九條の十二第二項、社会保険労務士

法(昭和四十三年法律第八十九号)第二十五

條の二十五第六項並びに弁理士法(平成十

二年法律第四十九号)第五十五條第六項(以

下「有限会社法等関係規定」と総称する。)に

おいて準用する第四百七十一條第一項の規

定又はこの章の規定に基づく命令に違反

し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を

終わり、又は執行を受けることがなくなつ

た日から二年を経過しない者

二 第四百七十條の規定により登録を取り消

され、その取消しの日から二年を経過しな

い者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者がある

もの

(登録基準)

第四百六十條 法務大臣は、第四百五十八條第

一項の規定により登録を申請した者が、次に

掲げる要件のすべてに適合しているときは、

その登録をしなければならない。この場合

において、登録に関して必要な手続は、法務省

令で定める。

一 電子公告調査に必要な電子計算機(入出

力装置を含む。以下この号において同じ。)及

びプログラム(電子計算機に対する指令

であつて、一の結果を得ることができると

いうに組み合わされたものをいう。以下この

号において同じ。)であつて次に掲げる要件

のすべてに適合するものを用いて電子公告

調査を行うものであること。

イ 当該電子計算機及びプログラムが電子

公告により公告されている情報をイン

ターネットを利用して閲覧することがで

きるものであること。

ロ 当該電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは当該電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、当該電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせることを防ぐために必要な措置が講じられていること。

ハ 当該電子計算機及びプログラムがその電子公告調査を行う期間を通じて当該電子計算機に入力された情報及び指令並びにインターネットを利用して提供を受けた情報を保存する機能を有していること。

二 電子公告調査を適正に行うために必要な実施方法が定められていること。

2 登録は、調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が電子公告調査を行う事業所の所在地

(登録の更新)
第四百六十一条 第四百五十七条の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(調査の義務等)

第四百六十二条 調査機関は、電子公告調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、電子公告調査を行わなければならない。

2 調査機関は、公正に、かつ、法務省令で定める方法により電子公告調査を行わなければならない。

3 調査機関は、電子公告調査を行う場合には、法務省令で定めるところにより、電子公告調査を行うことを求めた者(以下この章において「調査委託者」という。)の商号その他の法務省令で定める事項を法務大臣に報告しなければならない。

4 調査機関は、電子公告調査の後遅滞なく、調査委託者に対して、法務省令で定めるところにより、当該電子公告調査の結果を通知しなければならない。

(電子公告調査を行うことができない場合)
第四百六十三条 調査機関は、次に掲げる者の電子公告による公告又はその者若しくはその役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する無限責任社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者)をいう。以下この条において同じ。)が電子公告による公告に関与した場合として法務省令で定める場合における当該公告については、電子公告調査を行うことができない。

一 当該調査機関

二 当該調査機関が株式会社又は有限会社である場合におけるその親会社

三 役員又は職員(過去二年間にそのいずれかであった者を含む。次号において同じ。)が当該調査機関の役員に占める割合が二分の一を超える法人

四 役員又は職員のうちに当該調査機関(法人であるものを除く。)又は当該調査機関の代表権を有する役員が含まれている法人

(事業所の変更の届出)
第四百六十四条 調査機関は、電子公告調査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、法務大臣に届け出なければならない。

(業務規程)
第四百六十五条 調査機関は、電子公告調査の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、電子公告調査の業務の開始前に、法

務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、電子公告調査の実施方法、電子公告調査に関する料金その他の法務省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第四百六十六条 調査機関は、電子公告調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四百六十七条 調査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四百九十八条第三項第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 調査委託者その他の利害関係人は、調査機関に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、調査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって法務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第四百六十八条 法務大臣は、調査機関が第四百六十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四百六十九条 法務大臣は、調査機関が第四百六十二条の規定に違反していると認めるときは、その調査機関に対し、電子公告調査を行うべきこと又は電子公告調査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四百七十条 法務大臣は、調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて電子公告調査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四百五十九条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第四百六十三条(有限会社法等関係規定)において準用する場合を含む。から第四百六十六条まで、第四百六十七条第一項又は次条第一項(有限会社法等関係規定)において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第四百六十七条第二項各号又は次条第二項各号(有限会社法等関係規定)において準用する場合を含む。の規定による請求を拒んだとき。

四 第四百六十八条又は前条(有限会社法等関係規定)において準用する場合を含む。の命令に違反したとき。

五 不正の手段により第四百五十七条の登録を受けたとき。

(帳簿等の記載等)

第四百七十一条 調査機関は、法務省令で定めるところにより、帳簿又はこれに準ずるもの

として法務省令で定めるもの(次項及び第四百九十七条ノ三第二号において「帳簿等」という。)を備え、電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及び当該帳簿等を保存しなければならない。

2 調査委託者その他の利害関係人は、調査機関に対し、その業務時間内は、いつでも、当該調査機関が前項又は次条第二項の規定により保存している帳簿等(利害関係がある部分に限る。)について、次に掲げる請求をすることができる。ただし、当該請求をするには、調査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 帳簿等が書面をもって作成されているときは、当該書面の写しの交付の請求

二 帳簿等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法であつて法務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該情報を記載した書面の交付の請求
(帳簿等の引継ぎ)

第四百七十二條 調査機関は、電子公告調査の業務の全部の廃止をしようとするとき、又は第四百七十條の規定により第四百五十七條の登録が取り消されたときは、その保存に係る前条第一項(有限会社法等関係規定において準用する場合を含む。)の帳簿等を他の調査機関に引き継がなければならない。

2 前項の規定により同項の帳簿等の引継ぎを受けた調査機関は、法務省令で定めるところにより、その帳簿等を保存しなければならない。

(法務大臣による電子公告調査の業務の実施)
第四百七十三條 法務大臣は、第四百五十七條の登録を受ける者がいないとき、第四百六十六條の規定による電子公告調査の業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止の届出があつたとき、第四百七十條の規定により第四百五十七條の登録を取り消し、若しくは調査

機関に対し電子公告調査の業務の全部若しくは一部の休止を命じたとき、調査機関が天災その他の事由により電子公告調査の業務の一部若しくは一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、当該電子公告調査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 法務大臣が前項の規定により電子公告調査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における電子公告調査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、法務省令で定める。

3 第四百五十八條第二項の規定は、第一項の規定により法務大臣が行う電子公告調査を受けようとする者について準用する。
(報告及び検査)

第四百七十四條 法務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、調査機関の事務若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)
第四百七十五條 法務大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第四百五十七條の登録をしたとき。
二 第四百六十一條第一項の規定により第四百五十七條の登録が効力を失つたことを確認したとき。
三 第四百六十四條又は第四百六十六條の届出があつたとき。
四 第四百七十條の規定により第四百五十七

條の登録を取り消し、又は電子公告調査の業務の休止を命じたとき。

第四百七十六條から第四百七十八條まで 削除
第四百八十三條ノ二第一項中「又ハ其ノ要旨を削り、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

但シ官報又ハ時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ公告スル場合ニ於テハ其ノ要旨ヲ公告スルコトヲ得

第四百八十三條ノ二第二項中「第二百八十三條第四項但書及第五項」を「第六十六條第五項第六項、第六十六條ノ二第一項第二項(第一項第一号乃至第三号、第五号及第六号ヲ除ク)及第二百八十三條第七項」に、「第二百八十三條第五項」を「第二百八十三條第七項前段」に改める。

第四百八十六條第一項、第四百九十二條ノ二及び第四百九十七條第一項中「第百八十八條第三項」を「第百八十八條第四項」に改める。

第四百九十七條の次に次の三條を加える。
第四百九十七條ノ二 第四百七十條ノ規定ニ依ル電子公告調査ノ業務ノ停止ノ命令ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

第四百九十七條ノ三 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス
一 第四百六十六條ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ不実ノ届出ヲ為シタル者

二 第四百七十一條第一項ノ規定ニ違反シテ帳簿等ニ同項ニ規定スル電子公告調査ニ関シ法務省令ニ定ムルモノヲ記載若ハ記録セズ若ハ不実ノ記載若ハ記録ヲ為シ又ハ同項若ハ第四百七十二條第二項ノ規定ニ違反シテ帳簿等ヲ保存セザル者

三 第四百七十四條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ不実ノ報告ヲ為シ又ハ同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ回避シタル者

第四百九十七條ノ四 法人ノ代表者又ハ法人若

ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前二條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第四百九十八條第一項中「第百八十八條第三項」を「第百八十八條第四項」に改め、同項第二十号ノ三中「第二百八十三條第五項」を「第二百八十三條第七項前段」に改め、同項第二十八號ノ次に次の一号を加える。

二十八ノ二 第四百五十七條ノ規定ニ違反シテ電子公告調査ヲ求メザリシトキ

第四百九十八條に次の一項を加える。
左ノ各号ノ一二該当スル者ハ二十万円以下ノ過料ニ処ス

一 第四百六十二條第三項ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ又ハ不実ノ報告ヲ為シタル者

二 第四百六十七條第一項ノ規定ニ違反シテ財務諸表等ヲ備置カズ、又ハ財務諸表等ニ記載若ハ記録スベキ事項ヲ記載若ハ記録セズ若ハ不実ノ記載若ハ記録ヲ為シタル者

三 正当ノ理由ナクシテ第四百六十七條第二項各号又ハ第四百七十一條第二項各号ノ規定ニ依ル請求ヲ拒ミタル者

(商法中改正法律施行法の一部改正)
第二条 商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六十一条を次のように改める。
第六十一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百二十條第二項又ハ新法第三百三十五條ノ規定ニ依ル公告ハ社債ヲ発行シタル会社ノ定款ニ定ムル公告方法ニ依ルコトヲ要ス但シ其ノ公告方法ガ商法第百六十六條第六項ノ電子公告ナルトキハ其ノ公告(社債ヲ発行シタル会社ガ為メ同法第三百二十條第二項ノ規定ニ依ル公告ヲ除ク)ハ官報ニ掲ゲテ之ヲ為スコトヲ要ス

(有限会社法の一部改正)
第三条 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第六十三條第三項、第六十三條ノ九第四項及び第六十四條ノ三を削る。
第六十五條第一項中「第六十四條ノ二」を「前條」に改める。
第六十七條第五項中「第六十四條ノ三」を削る。
第六十八條中「第百條」を「第百條第一項乃至第四項」に改める。
第七十八條第二項中「第百八十八條第三項」を「第百八十八條第四項」に改める。
第八十四條を次のように改める。

第八十四條 第八十八條第四項ニ於テ準用スル商法第四百七十一條第一項ノ規定ニ違反シテ同項ニ規定スル帳簿等二同項ニ規定スル電子公告調査ニ関シ法務省令ニ定ムルモノヲ記載若ハ記録セズ若ハ不実ノ記載若ハ記録ヲ為シ又ハ其ノ帳簿等ヲ保存セザル者ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第八十四條の次に次の一條を加える。
第八十四條ノ二 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ同條ノ刑ヲ科ス

第八十五條第一項に次の一號を加える。
二十二 第八十八條第四項ニ於テ準用スル商法第四百五十七條ノ規定ニ違反シテ同條ノ調査ヲ求メザリシトキ

第八十五條第二項中「第百八十八條第三項」を「第百八十八條第四項」に、「第百條」を「第百條第一項乃至第四項」に改める。
第八十六條を次のように改める。

第八十六條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ二十万円以下ノ過料ニ処ス

一 第三條第二項ノ規定ニ違反シタル者
二 第八十八條第四項ニ於テ準用スル商法第四百六十二條第三項ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ又ハ不実ノ報告ヲ為シタル者
三 正当ノ理由ナクシテ第八十八條第四項ニ

於テ準用スル商法第四百六十七條第二項各号又ハ第八十八條第四項ニ於テ準用スル同法第四百七十一條第二項各号ノ規定ニ依ル請求ヲ拒ミタル者

第八十八條を次のように改める。
第八十八條 第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百八十九條第四項ニ於テ若ハ第五十六條第二項ニ於テ準用スル同法第三百七十六條第一項、第六十三條第一項ニ於テ準用スル同法第四百十二條第一項、第六十三條ノ六第一項ニ於テ準用スル同法第三百七十四條ノ四第一項、第六十三條ノ九第一項ニ於テ準用スル同法第三百七十四條ノ二十第一項又ハ第六十八條ニ於テ準用スル同法第百條第一項ノ公告ヲ電子公告(同法第百六十六條第六項ノ電子公告ヲ謂フ以下同ジ)ニ依リ為ストキハ其ノ公告ニ定ムル期間ヲ經過スル日迄為スコトヲ要ス

第三部 法務委員会會議録第十一号 平成十六年四月十五日 【參議院】

第十三條、第四百六十七條第二項、第四百六十九條及第四百七十一條ノ規定ハ有限会社ガ第一項ニ規定スル公告ヲ電子公告ニ依リ為ス場合ニ之ヲ準用スル此ノ場合ニ於テハ同法第四百五十七條中「第百條第六項(第百四十七條において準用する場合を含む。)(又は第百六十六條ノ第二項トアルハ)有限会社法第八十八條第一項ト、同法第四百六十九條中「第四百六十二條トアルハ)有限会社法第八十八條第四項において準用する第四百六十二條」ト読替フルモノトス

第十四條 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。
第十六條第二項本文中「又はその要旨」を削り、同項ただし書を削る。

第十六條第三項を次のように改める。
3 前項の規定にかかわらず、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙を公告する方法とする大会社においては、商法第二百八十一條第一項第一号及び第二号に掲げるものの要旨を公告すれば足りる。

第十六條第四項中「第二項」を「前項」に改め、同條第五項を次のように改める。
5 第三項の大会社は、取締役会の決議をもつて、大会社が商法第二百八十三條第一項の承認を得、又は第一項後段の報告をした後遅滞なく、同法第二百八十一條第一項第一号及び第二号に掲げるものに記載され又は記録された情報を、電子公告(同法第百六十六條第六項の電子公告をいう。以下同じ)に準ずるものとして法務省令で定めるものにより、その承認を得、又はその報告をした日後五年を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置を執ることとする。この場合において、当該決議をした大会社については、第二項の規定は、適用しない。

第十六條に次の二項を加える。
6 第二項の規定による公告を電子公告により行う場合には、商法第二百八十三條第一項の承認を得、又は第一項後段の報告をした日後五年を経過する日までしなければならない。
7 大会社に関する商法第百八十八條第二項第十号及び第二百六十六條ノ三第二項の規定の適用については、これらの規定中「第二百八十三條第七項前段」とあるのは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十六條第五項前段」とする。

第十九條第二項中「第二百八十三條第四項及び第五項」を「第二百八十三條第四項、第五項及び第七項」に改める。
第二十一條の二第二項中「電磁的方法による」を「電磁的方法(同法第百三十條第三項の電磁的方法をいう。以下同じ)による」に改める。

第二十一條の二第二項中「第十六條第三項」を「第十六條第五項前段」に改める。
第二十一條の三十一第三項中「第四項まで」を「第六項まで」に改め、同條第四項中「第二百八十三條第五項」を「第二百八十三條第七項前段」に、「第十六條第三項」を「第十六條第五項前段」に改める。

第三十條第一項第十四号中「第十六條第三項」を「第十六條第五項前段」に改め、同條第三項第一号中「又は第二十二號」を「第二十二號又は第二十八號ノ二」に改め、同項第五号中「同條第二項」を「同條第三項」に改め、「第三百七十四條ノ二十第二項」の下に、「第三百七十六條第二項」を、「第三百七十四條ノ二十第一項本文の規定」の下に、「同法第三百七十六條第一項本文の規定」を、「分割」の下に、「資本の減少」を加え、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする。

(担保附社債信託法の一部改正)
第五條 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二號)の一部を次のように改正する。

於テ準用スル商法第四百六十七條第二項各号又ハ第八十八條第四項ニ於テ準用スル同法第四百七十一條第二項各号ノ規定ニ依ル請求ヲ拒ミタル者

於テ準用スル商法第四百六十七條第二項各号又ハ第八十八條第四項ニ於テ準用スル同法第四百七十一條第二項各号ノ規定ニ依ル請求ヲ拒ミタル者

於テ準用スル商法第四百六十七條第二項各号又ハ第八十八條第四項ニ於テ準用スル同法第四百七十一條第二項各号ノ規定ニ依ル請求ヲ拒ミタル者

第八十二条第二項を削る。

(農業協同組合法の一部改正)

第六条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第二項中「第百条」を「第百条第一項から第三項まで」に改める。

第七十三条の十四第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「第二百四十九条及び」を「第二百四十九条並びに」に改める。

第八十九条第五号中「第百条」を「第百条第一項から第三項まで」に改める。

第百条の二中「第百八十八条第三項」を「第百八十八条第四項」に改め、同条第二号中「第百条」を「第百条第一項から第三項まで」に改める。

(証券取引法の一部改正)

第七条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第百一条の四、第百一条の五第一項及び第百一条の十四第二項第四号中「第百条」を「第百条第一項から第三項まで」に改める。

第百一条の十五第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「第二百四十九条及び」を「第二百四十九条並びに」に改める。

第百四十三条中「述べべき旨」との下に「又ハ電子公告ニ依リ」とあるのは「二掲ゲテ」とを加える。

第百四十四条中「第五号、第六号、第八号及び第九号」を「第五号、第七号及び第八号」に、「同法第四百二十二条第一項(有有限会社法(昭和十三年法律第七十四号))」を「同法第四百二十二条第一項本文(有有限会社法)」に、「商法第四百二十二条第一項」とを「商法第四百二十二条第一項」とし、「商法第四百二十二条第一項ただし書(有有限会社法第六十三条第一項において準用する場合を含む。)(規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてしたとあるのは「公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して

した場合における当該」とに、「同項第七号」を「同項第六号」に、「第四号まで及び第六号」を「第五号まで」に改める。

第二百八条第二十二号中「第百条」を「第百条第一項から第三項まで」に改める。

(公認会計士法の一部改正)

第八条 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二十二第六項を次のように改める。

6 商法第百条第一項から第四項まで及び第六項、第百四条から第百六条まで並びに第百九条から第百一一条までの規定は監査法人の合併について、同法第百六十六條ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七條、第四百六十二條、第四百六十三條、第四百六十七條第二項、第四百六十九條及び第四百七十一條の規定は監査法人がこの項において準用する同法第百条第一項の公告を同法第百六十六條第六項の電子公告により行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百六十六條ノ二第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十二第六項ニ於テ準用スル第百条第六項ノ規定ニ拘ラズ同項」と、同法第百五十七條中「第百条第六項(第百四十七條において準用する場合を含む。)(又は第百六十六條ノ二第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十二第六項において準用する第百条第六項」と、同法第百六十二條第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法第百六十九條中「第四百六十二條」とあるのは「公認会計士法第三十四條の二十二第六項」と読み替へるものとする。

第五十三條の二、第三十四條の二十二第六項において準用する商法第四百七十一條第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十五條の二第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第三十四條の二十二第六項において準用する商法第四百五十七條の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき、本則中第五十五條の二の次に次の一条を加える。

第五十五條の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三十四條の二十二第六項において準用する商法第四百六十二條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第三十四條の二十二第六項において準用する商法第四百六十七條第二項各号又は第三十四條の二十二第六項において準用する同法第四百七十一條第二項各号の規定による請求を拒んだ者

(弁護士法の一部改正)

第九條 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中第七十九條を「第七十九條の二」に改める。

第三十條の二十七第六項を次のように改める。

6 商法第百条第一項から第四項まで及び第六項、第百三条から第百六条まで並びに第百九条から第百一一条までの規定は弁護士法人の合併について、同法第百六十六條ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七條、第四百六十二條、第四百六十三條、第四百六十七條第二項、第四百六十九條及び第四百七十一條の

規定は弁護士法人がこの項において準用する同法第百条第一項の公告を同法第百六十六條第六項の電子公告により行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百六十六條ノ二第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは「弁護士法第三十條の二十七第六項ニ於テ準用スル第百条第六項ノ規定ニ拘ラズ同項」と、同法第四百五十七條中「第百条第六項(第百四十七條において準用する場合を含む。)(又は第百六十六條ノ二第一項」とあるのは「弁護士法第三十條の二十七第六項において準用する第百条第六項」と、同法第四百六十二條第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法第四百六十九條中「第四百六十二條」とあるのは「弁護士法第三十條の二十七第六項において準用する第四百六十二條」と読み替へるものとする。

第四十三條第二項を次のように改める。

2 商法第百条第一項から第四項まで、第六項、第八項及び第九項並びに第百三條の規定は弁護士会が合併する場合について、同法第百六十六條ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七條、第四百六十二條、第四百六十三條、第四百六十七條第二項、第四百六十九條及び第四百七十一條の規定は弁護士会がこの項において準用する同法第百条第一項の公告を同法第百六十六條第六項の電子公告により行う場合について、民法第七十三條から第七十六條まで、第七十八條から第八十條まで及び第八十二條並びに民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第二十六條及び第二十七條の規定は弁護士会が解散する場合について、それぞれ準用する。この場合において、商法第百条第四項及び第八項中「定款」とあるのは「会則」と、同項中「本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間」とあるのは「二週間」と、同法第百六十六條ノ二第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは「弁護士法第四十三條第二項ニ於テ準用ス

第五十三條の二、第三十四條の二十二第六項において準用する商法第四百七十一條第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十五條の二第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第三十四條の二十二第六項において準用する商法第四百五十七條の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき、本則中第五十五條の二の次に次の一条を加える。

第五十五條の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三十四條の二十二第六項において準用する商法第四百六十二條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第三十四條の二十二第六項において準用する商法第四百六十七條第二項各号又は第三十四條の二十二第六項において準用する同法第四百七十一條第二項各号の規定による請求を拒んだ者

(弁護士法の一部改正)

第九條 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中第七十九條を「第七十九條の二」に改める。

第三十條の二十七第六項を次のように改める。

6 商法第百条第一項から第四項まで及び第六項、第百三条から第百六条まで並びに第百九条から第百一一条までの規定は弁護士法人の合併について、同法第百六十六條ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七條、第四百六十二條、第四百六十三條、第四百六十七條第二項、第四百六十九條及び第四百七十一條の

ル百六十六条ノ規定ニ拘ラズ同項」と、同条第三項及び第四項中「定款」とあるのは「会則」と、同法第四百五十七条中「第百六十六条」(第百四十七條)において準用する場合を含む。又は第百六十六条ノ第二項とあるのは「弁護士法第四十三條第二項において準用する第百六十六条」と、同法第四百六十二条第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法第四百六十九条中「第四百六十二条」とあるのは「弁護士法第四十三條第二項において準用する第四百六十二条」と読み替へるものとす。

第七十七條の二の次に次の一條を加へる。
第七十七條の三 第三十條の二十七第六項又は第四十三條第二項において準用する商法第四百七十一條第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に處する。
第七十八條第二項中「第四号」の下に、「第七十七條の二」を加へる。

第七十九條第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加へる。

五 第三十條の二十七第六項において準用する商法第四百五十七條の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

本則中第七十九條の次に次の一條を加へる。
第七十九條の二 次の各号のいずれかに該當する者は、二十万円以下の過料に處する。

一 第三十條の二十七第六項又は第四十三條第二項において準用する商法第四百六十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第三十條の二十七第六項若しくは第四十三條第二項において準用する商法第四百六十七條第二項各号又は第三十條の二十七第六項若しくは第四

十三條第二項において準用する同法第四百七十一條第二項各号の規定による請求を拒んだ者

(司法書士法の一部改正)
第十條 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十二條」を「第八十三條」に改め

第四十六條第七項を次のように改める。

7 商法第百條第一項から第四項まで及び第六條から第百十一條までの規定は司法書士法の合併について、同法第百六十六條ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七條、第四百六十二條、第四百六十三條、第四百六十七條

第二項、第四百六十九條及び第四百七十一條の規定は司法書士法人がこの項において準用する同法第百條第一項の公告を同法第百六十六條第六項の電子公告により行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百六十六條ノ二第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは「司法書士法第四十六條第七項ニ於テ準用スル第百條第六項ノ規定ニ拘ラズ同項」と、同法第四百五十七條中「第百條第六項(第百四十七條)において準用する場合を含む。」又は第百六十六條ノ二第一項とあるのは「司法書士法第四十六條第七項において準用する第百條第六項」と、同法第四百六十二條第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法第四百六十九條中「第四百六十二條」とあるのは「司法書士法第四十六條第七項において準用する第四百六十二條」と読み替へるものとする。

第七十九條の次に次の一條を加へる。
第七十九條の二 第四十六條第七項において準用する商法第四百七十一條第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは

虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に處する。

第八十條中「前三條」を「第七十七條から前条まで」に改める。

第八十二條第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加へる。

五 第四十六條第七項において準用する商法第四百五十七條の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

本則に次の一條を加へる。

第八十三條 次の各号のいずれかに該當する者は、二十万円以下の過料に處する。
一 第四十六條第七項において準用する商法第四百六十二條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 正当な理由がないのに、第四十六條第七項において準用する商法第四百六十七條第二項各号又は第四十六條第七項において準用する同法第四百七十一條第二項各号の規定による請求を拒んだ者

(土地家屋調査士法の一部改正)
第十一條 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十七條」を「第七十八條」に改める。
第四十一條第七項を次のように改める。

7 商法第百條第一項から第四項まで及び第六條から第百十一條までの規定は調査士法人の合併について、同法第百六十六條ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七條、第四百六十二條、第四百六十三條、第四百六十七條第二項、第四百六十九條及び第四百七十一條の規定は調査士法人がこの項において準用する同法第百條第一項の公告を同法第百六十六條第六項の電子公告により行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法

第百六十六條ノ二第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは「土地家屋調査士法第四十一條第七項ニ於テ準用スル第百條第六項ノ規定ニ拘ラズ同項」と、同法第四百五十七條中「第百條第六項(第百四十七條)において準用する場合を含む。」又は第百六十六條ノ二第一項とあるのは「土地家屋調査士法第四十一條第七項において準用する第百條第六項」と、同法第四百六十二條第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法第四百六十九條中「第四百六十二條」とあるのは「土地家屋調査士法第四十一條第七項において準用する第四百六十二條」と読み替へるものとする。

第七十四條の次に次の一條を加へる。
第七十四條の二 第四十一條第七項において準用する商法第四百七十一條第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に處する。

第七十五條中「前三條」を「第七十二條から前条まで」に改める。

第七十七條第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加へる。

五 第四十一條第七項において準用する商法第四百五十七條の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

本則に次の一條を加へる。
第七十八條 次の各号のいずれかに該當する者は、二十万円以下の過料に處する。

一 第四十一條第七項において準用する商法第四百六十二條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第四十一條第七項において準用する商法第四百六十七條第二項各号又は第四十一條第七項において準用する同法第四百七十一條第二項各号の規

の場合において、商法第百条第四項中「定款」とあるのは「会則」と、同法第百六十六条ノ二第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは「税理士法第四十九条の十二第二項ニ於テ準用スル第百条第六項ノ規定ニ拘ラズ同項」と、同条第三項及び第四項中「定款」とあるのは「会則」と、同法第四百五十七條中「第百条第六項第四百七十七條において準用する場合は含む。」又は第百六十六條ノ二第一項とあるのは「税理士法第四十九条の十二第二項において準用する第百条第六項」と、同法第四百六十二條第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法第四百六十九條中「第四百六十二條」とあるのは「税理士法第四十九条の十二第二項において準用する第四百六十二條」と読み替えるものとする。

第六十二条を次のように改める。
第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第四十八條の二十一第六項又は第四十九條の十二第二項において準用する商法第四百七十一條第一項から第三項まで「」に改める。
二 第四十九條の十二第二項において準用する商法第四百六十七條第二項各号又は第四十八條の二十一第六項若しくは第四十九條の十二第二項において準用する同法第四百七十一條第二項各号の規定による請求を拒んだ者
定による請求を拒んだ者

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）
第十五条 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。
第一百条の五第二項中「第一百条を」第一百条第一項から第三項まで「」に改める。
第一百条の十一第三項第五号中「第一百条（を」第一百条第一項から第三項まで「」に改める。
第一百条の十六第二項中「から第四項まで」を「及び第三項に」、「担保の提供」及び「を（担保の提供）並びに」に改める。
第一百十條中「第百八十八條第三項」を「第百八十八條第四項」に改め、同条第二号中「第一百条」を「第一百条第一項から第三項まで」に改める。
（商業登記法の一部改正）
第十六条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。
第六十七條第二号中「催告」の下に「同法第百条第四項（同法第百四十七條において準用する場合を含む）」の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、これらの公

告を加える。
第八十七條第一号中「第三百七十六條第一項」を「第三百七十六條本文」に改め、「催告」の下に「同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合には、これらの公告」を加える。
第八十九條の八第一項第三号中「催告（の下に「分割により營業を承継する会社が商法第三百七十四條ノ二十第一項ただし書の規定により」を加え、「に掲載してした場合における当該会社にあつては」を「又は電子公告によつてした場合」に改める。
第九十條第一項第三号中「第四百十二條第一項」を「第四百十二條本文」に改め、「催告（の下に「商法第四百十二條第一項ただし書（有）を含む。」の規定により」を加え、「に掲載してした場合における当該会社」を「又は電子公告によつてした場合」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。
第九十一條第一項第一号中「第四号まで及び第六号」を「第五号まで」に改める。
第九十三條第一項第二号を次のように改める。
二 有限会社法第六十八條の場合には、同条において準用する商法第百条第一項の規定による公告及び催告（有限会社法第六十八條において準用する商法第百条第四項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合）には、これらの公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてその者を害するおそれがないことを証する書面

第九十七條中「第三百七十六條第一項」を「第三百七十六條本文」に改め、「催告」の下に「（有限会社法第五十八條第二項において準用する商法第三百七十六條第一項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合には、これらの公告」を加える。
第九十八條第一項第三号中「第四百十二條第一項」を「第四百十二條本文」に改め、「催告（の下に「商法第四百十二條第一項ただし書（有限会社法第六十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定により」を加え、「に掲載してした場合における当該会社」を「又は電子公告によつてした場合」に改め、同項第六号中「第九十條第一項第七号及び第八号」を「第九十條第一項第六号及び第七号」に改める。
（社会保険労務士法の一部改正）
第十七條 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三十七條」を「第三十八條」に改める。
第二十五條の二十五第六項を次のように改める。
6 商法第百条第一項から第四項まで及び第六項、第百三條から第百六條まで並びに第百九條から第百十一條までの規定は社会保険労務士法人の合併について、同法第百六十六條ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七條、第四百六十二條、第四百六十三條、第四百六十七條第二項、第四百六十九條及び第四百七十一條の規定は社会保険労務士法人がこの項において準用する同法第百条第一項の公告を同法第百六十六條第六項の電子公告により行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百六十六條ノ二第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは「社会保険労務士法第二十五條の二十五第六項ニ於テ準用スル第百条第六項ノ規定ニ拘ラ

求めなかつたとき。
本則に次の一条を加える。
第六十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。
一 第四十八條の二十一第六項又は第四十九條の十二第二項において準用する商法第四百六十二條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 正当な理由がないのに、第四十八條の二十一第六項若しくは第四十九條の十二第二項において準用する商法第四百六十七條第二項各号又は第四十八條の二十一第六項若しくは第四十九條の十二第二項において準用する同法第四百七十一條第二項各号の規定による請求を拒んだ者
定による請求を拒んだ者

（社会保険労務士法の一部改正）
第十七條 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三十七條」を「第三十八條」に改める。
第二十五條の二十五第六項を次のように改める。
6 商法第百条第一項から第四項まで及び第六項、第百三條から第百六條まで並びに第百九條から第百十一條までの規定は社会保険労務士法人の合併について、同法第百六十六條ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七條、第四百六十二條、第四百六十三條、第四百六十七條第二項、第四百六十九條及び第四百七十一條の規定は社会保険労務士法人がこの項において準用する同法第百条第一項の公告を同法第百六十六條第六項の電子公告により行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百六十六條ノ二第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは「社会保険労務士法第二十五條の二十五第六項ニ於テ準用スル第百条第六項ノ規定ニ拘ラ

求めなかつたとき。
本則に次の一条を加える。
第六十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。
一 第四十八條の二十一第六項又は第四十九條の十二第二項において準用する商法第四百六十二條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 正当な理由がないのに、第四十八條の二十一第六項若しくは第四十九條の十二第二項において準用する商法第四百六十七條第二項各号又は第四十八條の二十一第六項若しくは第四十九條の十二第二項において準用する同法第四百七十一條第二項各号の規定による請求を拒んだ者
定による請求を拒んだ者

又同項と、同法第四百五十七條中「第百零六項(第百四十七條において準用する場合を含む。)又は第百六十六條ノ二第一項」とあるのは「社会保険労務士法第二十五條の二十五第六項において準用する第百零六項」と、同法第四百六十二條第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法第四百六十九條中「第四百六十二條」とあるのは「社会保険労務士法第二十五條の二十五第六項において準用する第四百六十二條」と読み替へるものとする。

第三十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十五條の二十五第六項において準用する商法第四百七十一條第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者

第三十七條第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十五條の二十五第六項において準用する商法第四百五十七條の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

本則に次の一条を加える。
第三十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。
一 第二十五條の二十五第六項において準用する商法第四百六十二條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 正当な理由がないのに、第二十五條の二

十五第六項において準用する商法第四百六十七條第二項各号又は第二十五條の二十五第六項において準用する同法第四百七十一條第二項各号の規定による請求を拒んだ者
(金融先物取引法の一部改正)

第十八條 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の七、第三十四條の八第一項及び第三十四條の十七第二項第四号中「第百零六項」を「第百零六項から第三項まで」に改める。

第三十四條の十八第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「第二百四十九條及び」を「第二百四十九條並びに」に改める。

第百零四條第十号中「第百零六項」を「第百零六項から第三項まで」に改める。
(保険業法の一部改正)

第十九條 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項第七号中「第十六條第三項」を「第十六條第五項前段」に改める。

第五十一條第二項中「第二百八十三條第五項」を「第二百八十三條第七項前段」に、「第十六條第三項」を「第十六條第五項前段」に改める。

第五十二條の三第三項中「第十六條第二項から第四項まで」を「第十六條第二項から第六項まで」に、「及び第三項」を「第三項及び第五項」に、「第二百八十三條第五項」を「第二百八十三條第七項前段」に、「第十六條第三項」を「第十六條第五項前段」に改める。

第五十二條の四第四項中「第十六條第一項から第三項まで」を「第十六條第一項から第三項まで及び第五項」に改める。

第五十六條の二第三項第一号中「第三百七十六條第一項」を「第三百七十六條第一項本文」に改め、同条第四項中「商法第三百七十六條」の下に「第一項ただし書を除く。」を加える。

第五十九條第一項中「第十六條第一項から第三項まで」を「第十六條第一項から第三項まで及

び第五項」に、「同条第三項中「商法」を「同条第五項中「商法」に改め、同条第二項中「第十六條第二項」を「第十六條第三項」に改める。

第七十條第二項、第四項及び第五項、第七十二條並びに第八十三條第二項第六号中「第百零六項」を「第百零六項から第三項まで」に改める。

第八十四條第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「(担保の提供)及び」を「(担保の提供並びに)」に改める。

第九十五條第二項第六号中「第百零六項」を「第百零六項から第三項まで」に改める。

第百七十三條第一項中「スル第二百三十二條」との下に、「同法第四百十二條第一項ただし書中「官報ノ外」とあるのは「官報ノ外公告ヲ為ス方法トシテ」と、「又ハ電子公告ニ依リ」とあるのは「二掲ゲテ」とを加え、同条第二項中「同法第九十條第二項及び」を「同法第九十條第一項第三号中「商法第四百十二條第一項ただし書(有

限会社法第六十三條第一項において準用する場合を含む。の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした」とあるのは「公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該」と、同条第二項及び同法に、「「保険業法第六十五條」を「保険業法第六十五條」に改める。

第百七十三條の四第二項中「第三百七十四條ノ四第一項ただし書」を「第三百七十四條ノ四第二項」に改める。

第百八十三條中「第十六條第二項」を「第十六條第二項及び第三項」に、「第二百八十三條第四項第五項」を「第二百八十三條第四項第五項第七項」に改める。

第百九十三條中「日本」との下に、「同法第四百八十三條ノ二第二項中「第百六十六條第五項第六項、第百六十六條ノ二第一項第二項(第一項第一号乃至第三号、第五号及第六号ヲ除ク)」とあるのは「第百六十六條第五項」とを加

える。

第三百二十四條第五項及び第三百二十五條第四項中「第百八十八條第三項」を「第百八十八條第四項」に改める。

第三百三十三條第一項中「第百八十八條第三項」を「第百八十八條第四項」に改め、同項第十五号の三中「第十六條第三項」を「第十六條第五項前段」に、「第二百八十三條第五項」を「第二百八十三條第七項前段」に改める。

第三百三十四條中「第百八十八條第三項」を「第百八十八條第四項」に改める。
(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第二十條 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第百十一條第二項を削り、同条第三項中「前項の場合において、特定社債権者」を「特定社債権者は、特定社債管理会社が前項の弁済を受けたとき」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 特定社債管理会社は、前項各号に掲げる行為をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている特定社債権者にはその旨を各別に通知しなければならない。

第百十一條第五項を削り、同条第六項中「第四項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第百十八條第三項中「商法第三百七十六條」の下に「(第一項ただし書を除く。)」を加える。

第百十八條の八第三項中「及び第三百七十六條」の下に「(第一項ただし書を除く。)」を加える。

第百十八條の九第三項中「商法第三百七十六條第一項」を「商法第三百七十六條第一項本文」に、「第百零六項第二項」を「同法第百零六項第二項」に改

める。

第百三十七條の五第一号及び第二号並びに第百三十九條中「第三百七十六條第一項」を「第三

があつた場合、第六条の規定による改正前の農業協同組合法第七十三条の第十四第一項の訴えの提起があつた場合、第七条の規定による改正前の証券取引法第一百一条の第十五第一項の訴えの提起があつた場合、第十三条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(次項において「旧投信法」という。)第九十四条第二項の訴えの提起があつた場合、第十五条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律第一百条の十六第一項の訴えの提起があつた場合、第十八条の規定による改正前の金融先物取引法第三十四条の十八第一項の訴えの提起があつた場合、第十九条の規定による改正前の保険業法第八十四条第一項の訴えの提起があつた場合又は第二十三条の規定による改正前の中間法人法第二十二條第一項、第三十八條第二項若しくは第三項、第七十九條第一項、第九十五條第一項若しくは第九十五條第二項の訴えの提起があつた場合における公告については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に、旧商法第三百九条第一項(旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の併済がされた場合、第三条の規定による改正前の有限会社法第六十四条第一項若しくは第六十七條第一項の決議をした場合、第五条の規定による改正前の担保附社債信託法第八十二条第一項の規定により受託会社が担保権を行使した場合、旧投信法第三百九条の五第一項の併済がされた場合、第二十条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律第一百一条第二項の併済がされた場合、第二十一条の規定による改正前の新事業創出促進法第十条の十七第一項若しくは第七項の決議をした場合又は第二十四条の規定による改正前の特定目的社会による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資

産の流動化に関する法律第一百一十一条第一項の併済がされた場合における公告及び通知については、なお従前の例による。
(罰則の適用に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第四条 非訟事件手続法の一部改正
(非訟事件手続法の一部改正)
第四号 の一部を次のように改正する。
第四百三十五條ノ二十一中「第三百七十四條ノ四第二項」を「第三百七十四條ノ四第三項」に改める。

(電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金)の担保に関する法律の一部改正
第五条 電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律(昭和二十五年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「第二百八十三條第四項本文」を「第二百八十三條第四項及び第五項」に、「第十六條第二項本文」を「第十六條第二項及び第三項」に改め、同条第三項中「第二百八十三條第五項」を「第二百八十三條第七項前段」に、「第十六條第三項」を「第十六條第五項前段」に改める。
(船主相互保険組合法の一部改正)
第六条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。
第四十條中「第二百八十三條第五項」を「第二百八十三條第七項前段」に改める。
第四十四條第一項中「第二百八十三條第一項及び第四項本文」を「第二百八十三條第一項、第四項及び第五項」に改め、同条第三項中「第二百八十三條第四項本文」を「第二百八十三條第五項」に改める。
第四十八條第一項中「第百條及びび」を「第百條第一項から第三項まで及びび」に改め、同条第二項中「第二百八十三條第四項本文」を「第二

百八十三條第四項及び第五項」に、「第二百八十三條第四項本文」を「第二百八十三條第五項」に、「第二百八十三條第五項」を「第二百八十三條第七項前段」に改める。
(商品取引所法の一部改正)
第七条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。
第七十六條及びび第一百一条第二項中「及びび第四項本文」を「及びび第四項」に改め、「同条第四項本文中「貸借対照表又ハ其ノ要旨」とあるのは「貸借対照表」とを削る。
(日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律の一部改正)
第八条 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律(昭和二十六年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「第百八十八條第三項」を「第百八十八條第四項」に改める。
(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)
第九条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。
第五十五條第一項中「第百條」を「第百條第一項から第三項まで」に改める。
第五十六條第二項中「第百條」を「第百條第一項から第三項まで」に、「因り」を「より」に改める。
第五十七條第二項中「第百條」を「第百條第一項から第三項まで」に改める。
(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)
第十条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。
第三十七條第一項中「第百八十八條第三項」を

「第百八十八條第四項」に改める。
(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)
第十一条 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
第三条の四第三項中「第百條第二項及を」第百條第一項後段第二項及に、「第百條第二項」を「第百條第一項後段及第二項」に改める。
第十一条の二第二項及びび第十一条の三第一項中「第三百七十四條ノ四第二項」を「第三百七十四條ノ四第三項」に改める。
第十一条の五第二項中「第三百七十四條ノ四第一項但書」を「第三百七十四條ノ四第二項」に改める。
(銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正)
第十二條 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成九年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第十四條中「第百八十八條第三項」を「第百八十八條第四項」に改める。
(産業活力再生特別措置法の一部改正)
第十三條 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。
第十二條の七第四項中「第四号まで及び第六号」を「第五号まで」に、「第三号、第四号及び第六号」を「及び第三号から第五号まで」に改める。
第十二條の十一第四項中「第三百七十六條第一項」を「第三百七十六條第一項本文」に改め、同条第六項中「催告」の下に「(同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合には、これらの公告)を加える。
第三十九條中「第百八十八條第三項」を「第百

百八十三條第四項及びび」に改め、同条第四項中「第百八十八條第三項」を「第百八十三條第五項」に改める。
第四十八條第一項中「第百條及びび」を「第百條第一項から第三項まで及びび」に改め、同条第二項中「第二百八十三條第四項本文」を「第二

百八十三條第四項及びび第五項」に、「第二百八十三條第四項本文」を「第二百八十三條第五項」に、「第二百八十三條第五項」を「第二百八十三條第七項前段」に改める。
(商品取引所法の一部改正)
第七条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。
第七十六條及びび第一百一条第二項中「及びび第四項本文」を「及びび第四項」に改め、「同条第四項本文中「貸借対照表又ハ其ノ要旨」とあるのは「貸借対照表」とを削る。
(日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律の一部改正)
第八条 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律(昭和二十六年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「第百八十八條第三項」を「第百八十八條第四項」に改める。
(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)
第九条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。
第五十五條第一項中「第百條」を「第百條第一項から第三項まで」に改める。
第五十六條第二項中「第百條」を「第百條第一項から第三項まで」に、「因り」を「より」に改める。
第五十七條第二項中「第百條」を「第百條第一項から第三項まで」に改める。
(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)
第十条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。
第三十七條第一項中「第百八十八條第三項」を

「第百八十八條第四項」に改める。
(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)
第十一条 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
第三条の四第三項中「第百條第二項及を」第百條第一項後段第二項及に、「第百條第二項」を「第百條第一項後段及第二項」に改める。
第十一条の二第二項及びび第十一条の三第一項中「第三百七十四條ノ四第二項」を「第三百七十四條ノ四第三項」に改める。
第十一条の五第二項中「第三百七十四條ノ四第一項但書」を「第三百七十四條ノ四第二項」に改める。
(銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正)
第十二條 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成九年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第十四條中「第百八十八條第三項」を「第百八十八條第四項」に改める。
(産業活力再生特別措置法の一部改正)
第十三條 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。
第十二條の七第四項中「第四号まで及び第六号」を「第五号まで」に、「第三号、第四号及び第六号」を「及び第三号から第五号まで」に改める。
第十二條の十一第四項中「第三百七十六條第一項」を「第三百七十六條第一項本文」に改め、同条第六項中「催告」の下に「(同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合には、これらの公告)を加える。
第三十九條中「第百八十八條第三項」を「第百

八十八条第四項」に改める。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第十四条 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第八十三条第三項中「第三百七十四条ノ四第二項」を「第三百七十四条ノ四第三項」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第十五条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第四項中「第二百八十三条第四項本文」を「第二百八十三条第四項及び第五項」に、「第十六条第二項本文」を「第十六条第二項及び第三項」に改め、同条第五項中「第二百八十三条第五項」を「第二百八十三条第七項前段」に、「第十六条第三項」を「第十六条第五項前段」に改める。

平成十六年四月二十一日印刷

平成十六年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B